

公共交通に関する支援メニュー集(都県 編①)

都県	事業名		個票 No.	対象モード					対象分野						
				公共交通全般	鉄軌道	乗合タクシー・バス	タクシー（一般乗用）	その他	運行費（本格運行）	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	決済・情報提供・システム・データ化	調査（データ分析含む）・人材育成・イベント	その他
茨城県	茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金		101		●						●	●			
	茨城県バス運行対策費補助金		102			●			●						
	茨城県生活交通支援事業費補助金		103			●			●						
	新たな移動サービス導入等支援事業費補助金		104	●					●	●	●	●	●	●	●
	地域公共交通利用促進等事業助成金		105	●								●	●	●	●
	地域公共交通経営改善支援事業	公共交通DX・GXによる経営改善支援事業	106-1		●	●	●					●	●		
		バス運転士確保対策事業	106-2			●						●			●

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(都県 編②)

都県	事業名	個票 No.	対象モード					対象分野						
			公共交通全般	鉄軌道	乗合タクシー・バス	タクシー (一般乗用)	その他	運行費 (本格運行)	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	システム・データ化 決済・情報提供・	調査(データ分析含む)・ 人材育成・イベント	その他
栃木県	人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金	201				●				●				
	人にやさしいバス整備事業費補助金	202			●					●				
	栃木県バス運行対策費補助金	203			●			●						
	栃木県生活バス路線維持費補助金	204			●			●						
	市町村生活交通路線運行費補助金	205			●		●	●						
	栃木県生活交通再構築事業費補助金	206	●						●		●		●	

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(都県 編③)

都県	事業名	個票 No.	対象モード					対象分野						
			公共交通全般	鉄軌道	乗合タクシー・バス	タクシー (一般乗用)	その他	運行費 (本格運行)	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	システム・データ化 決済・情報提供・	調査(データ分析含む)・ 人材育成・イベント	その他
群馬県	群馬県ステーション整備事業補助金	301	●								●		●	
	群馬県交通施設バリアフリー化補助金	302		●							●			
	群馬県市町村乗合バス補助金	303			●			●		●				
	群馬県バス運行対策費補助金	304			●			●		●				
	群馬県市町村乗合バス改善適正化促進事業補助金	305			●			●	●					
	群馬県ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金	306				●	●			●				
	群馬公共交通チャレンジ促進補助金	307	●						●	●	●	●	●	●
	群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金	308			●	●	●					●		
	群馬県交通運輸事業者 DX 推進補助金	309			●	●	●					●		

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(都県 編④)

都県	事業名		個票 No.	対象モード					対象分野						
				公共交通全般	鉄軌道	乗合タクシー・バス	タクシー (一般乗用)	その他	運行費 (本格運行)	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	決済・情報提供・システム・データ化	調査(データ分析含む)・人材育成・イベント	その他
埼玉県	生活交通路線維持費補助金		401			●			●						
	生活維持路線確保対策費補助金	地域乗合バス路線確保対策費補助金	402-1			●			●						
		市町村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金	402-2			●			●						
		市町村自主運行バス路線確保対策費補助金	402-3			●			●						
	地域公共交通DX・コンパクト+ネットワーク促進事業		403			●	●			●	●	●	●	●	●
	ノンステップバス導入促進事業		404			●					●				
	埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金		405		●							●			
	埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金		406		●							●			
	みんなに親しまれる駅づくり事業補助金		407		●							●			
	埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金		408	●						●	●	●	●	●	●
	公共交通運転手不足対策促進事業		409			●	●								●
	地域公共交通生産性等向上促進事業		410	●	●	●	●	●			●	●	●		
	第4種踏切安全等対策事業		411		●							●			

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(都県 編⑤)

都県	事業名	個票 No.	対象モード					対象分野						
			公共交通全般	鉄軌道	乗合タクシー バス・	タクシー (一般乗用)	その他	運行費 (本格運行)	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	決済・情報提供・ システム・データ化	調査(データ分析含む)・ 人材育成・イベント	その他
千葉県	千葉県バス運行対策費補助金	501			●			●						
	路線バス運転手確保対策事業補助金	502			●									●
	地域公共交通「リ・デザイン」推進事業	503	●						●	●	●	●	●	●
	鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金	504		●							●			
	千葉県福祉タクシー導入促進事業補助金	505				●				●				
	千葉県超低床ノンステップバス等整備事業費補助金	506			●					●				
	千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金	507			●	●	●			●				

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(都県 編⑥)

都県	事業名		個票 No.	対象モード					対象分野						
				公共交通全般	鉄軌道	乗合タクシー バス・	タクシー (一般乗用)	その他	運行費 (本格運行)	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	システム・データ化 決済・情報提供・	調査(データ分析含む)・ 人材育成・イベント	その他
東京都	東京都鉄道駅総合 バリアフリー推進 事業	鉄道駅エレベーター等整備事業	601-1		●							●			
		ホームドア等整備促進事業	601-2		●							●			
		バリアフリースイレ等整備促進事業	601-3		●							●			
		バリアフリー基本構想等作成事業	601-4	●										●	
	東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金		602			●			●	●	●		●	●	
	東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金		603			●									●
	自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業		604			●	●	●						●	●
	鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業		605		●							●			
	ホームドア整備加速緊急対策事業		606		●							●			
	EVバス・EVトラック導入促進事業		607			●					●				

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

公共交通に関する支援メニュー集(都県 編⑦)

都県	事業名	個票 No.	対象モード					対象分野						
			公共交通全般	鉄軌道	乗合タクシー・バス	タクシー (一般乗用)	その他	運行費 (本格運行)	実証運行費用	車両本体・改造	交通関連施設・設備	システム・データ化 決済・情報提供・	調査(データ分析含む)・ 人材育成・イベント	その他
神奈川県	ホームドア設置促進事業費補助	701		●							●			
	鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助	702		●							●			
	生活交通確保対策費補助(路線維持費)	703			●			●						
	神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金	704			●									●
	神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金	705			●		●		●	●	●	●	●	●
山梨県	山梨県鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業費補助金	801		●										●
	山梨県バス運行対策費補助金	802			●			●		●				
	生活バス路線維持費補助金	803			●			●						
	山梨県市町村自主運営バス補助金	804			●			●		●	●			
	ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業費補助金	805				●				●				

注) ●印は「条件付ではあるが対象となりうるもの」を含んでおり、必ず補助対象となることをお約束するものではありません。あくまで目安としてご活用いただき、詳細は個票の記載や要綱等をご確認ください。

【支援メニュー個票】No.101

所管官庁／都県名	事業名称
茨城県	茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する経費の一部を県が鉄道事業者(軌道経営者を含む。)に対して補助することにより、地域鉄道の輸送の安全を確保するもの。

事業の要件(概要)

- 1 本事業において、「補助対象事業者」は、通勤、通学又は貨物輸送を主として行う、次の鉄道事業者をいう。
 - (1) 関東鉄道株式会社
 - (2) 鹿島臨海鉄道株式会社
 - (3) 真岡鐵道株式会社
- 2 補助対象事業は、鉄道事業者の決算において経常損失を生じている県内の旅客輸送を行う路線(他県にまたがるものを含む。)で実施される鉄道軌道安全輸送設備等整備事業とする。
- 3 補助対象経費は、補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費、調査費とする。

支援内容

<対象経費>

- 1 補助対象設備の工事内容
設備区分ごとの対象となる工事内容は備考欄を参照
 - (1) 信号保安設備
 - (2) 保安通信設備
 - (3) 防護設備
 - (4) 停車場設備
 - (5) 線路設備
 - (6) 電路設備
 - (7) 変電所設備
 - (8) 車両設備
 - (9) 橋りょう、トンネル等の土木構造物
 - (10) その他の設備

2 補助対象経費の内容

(1)本工事費

補助事業の目的物の整備等に直接必要な費用で、材料費、労務費、運搬費等とする。

(2)附帯工事費

建物又は工作物等の移設又は撤去に直接に要した費用及び本工事を実施するための仮設工事に直接に要した費用とする。

(3)補償費

物件の移転等に伴う補償に直接に要した費用とする。

(4)調査費

老朽施設(トンネル、橋梁、信号設備、車両に係るもの)等の健全度を診断し、低廉な補強工法、保守管理方法等についての所見を得るために要する費用とする。

<補助率・上限額>

以下のいずれの条件も満たす額とする。

- ・市町村の補助する額以内
- ・交付申請時における補助対象事業者の直近の決算において全事業に経常損失が生じた場合は補助対象経費に補助率 1/3 を乗じて得た額以内
- ・交付申請時における補助対象事業者の直近の決算において全事業に経常利益が生じた場合は補助対象経費に補助率 1/6 を乗じて得た額以内

<要綱等詳細情報 URL>

該当なし

エントリー方法

別途通知する申請期間内に、以下のいずれかの方法により申請すること。

- ・電子申請・届出システムにより申請。
- ・交付要項に定める様式により茨城県政策企画部交通政策課へメール又は郵送にて提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

令和 7 年度

令和 7 年 4 月 要項制定、申請受付開始

随 時 交付申請→交付決定

令和 8 年 3 月 実績報告書の提出

令和 8 年 4 月 額の確定→支払

事業の活用実績

【令和 7 年度】3 件、40,438 千円〔関東鉄道(株)、鹿島臨海鉄道(株)、真岡鐵道(株)〕

【令和 6 年度】3 件、29,029 千円〔同上〕

【令和 5 年度】3 件、32,856 千円〔同上〕

備考

補助対象設備一覧

区 分	工 事 内 容
(1)信号保安設備	列車集中制御装置(C T C)、プログラム運行制御装置(P T C)、総合列車運行管理装置(T T C)、自動進路制御装置(P R C)、自動列車停止装置(A T S)、自動列車制御装置(A T C)、自動列車運転装置(A T O)、自動閉そく装置、連動装置、踏切及び駅の集中監視装置、踏切保安設備<新設を除く>、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置
(2)保安通信設備	列車無線設備、通信線、落石等警報装置(土砂崩壊警報設備、橋梁ずい道等の変状検知装置、法面崩壊検知装置、倒木警報装置)
(3)防護設備	落石等防護設備(防護柵、防護網、防護覆、防護壁、土留め、法面固定、線路側溝)、防風設備(風速計、防風板等)、融雪設備、雨量計、地震計
(4)停車場設備	ホーム<新設を除く>、駅構内通路、誘導ブロック
(5)線路設備	レール、マクラギ、分岐器、軌道道床、曲線修正、橋りょう、トンネル
(6)電路設備	電柱、き電線、電車線、吊架線、配電線、避雷用電線
(7)変電所設備	変成機器、遮断装置
(8)車両設備	車両<新設を除く>、制動装置、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置、大規模修繕(車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの(車両削正等)を除く。)
(9)橋りょう、トンネル等の土木構造物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める耐用年数を超えて使用している又は「鉄道構造物等維持管理標準」等に基づく評価により、老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業(取替資産を除く。)
(10)その他の設備	保守用車両

注 1)上記設備の新設、改良、更新、大規模修繕に係るもの(一部< >において工事内容を限定)を補助対象とする。

2)踏切保安設備については、踏切道改良促進法第2条で定義されている踏切道に限り新設を補助対象設備から除くものとする。

問い合わせ先

茨城県政策企画部交通政策課鉄道グループ
電話：029-301-2606

【支援メニュー個票】 No.102

所管官庁／都県名	事業名称
茨城県	茨城県バス運行対策費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

地域間幹線系統として地域に必要なバス系統のうち広域的・幹線的な系統の運行の維持を図るために、乗合バス事業者に対して運行経費の補助を行う。

事業の要件(概要)

- 地域に必要な広域的・幹線的な生活交通路線であって「茨城県地域公共交通確保維持改善計画(地域間幹線系統確保維持計画)」等に位置づけられたバス路線
- 複数市町村(平成 13 年 3 月 31 日における状態)にまたがる
- 1 日当たりの運行回数が 3 回以上
※地域協議会が認めた場合に限り 1 日当たりの運行回数が 3 回以上
- 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人
※利便増進計画に地域間幹線系統と位置付けられた系統については、当該計画期間中に限り、1 日当たりの輸送量が 3～150 人
- 広域行政圏中心都市等にアクセスしている

支援内容

<対象経費>

補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益の差額
※補助対象経常費用の 20 分の 9 を上限

<補助率・上限額>

1/2
※平均乗車密度 5 人未満の系統については、補助金額の 2 分の 1 を市町村が負担

<要綱等詳細情報 URL>

該当なし

エントリー方法

補助金の交付を受けようとする会計年度の交付要項で定める日(例年 11 月中旬頃)までに交付申請書を提出する。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
<令和 8 年度の補助対象期間：令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月> 7 年 10 月～8 年 9 月 補助対象系統の運行を実施 8 年 11 月 運行実績に基づき交付申請書を提出 9 年 3 月 交付決定及び額の確定	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】4 事業者 31 系統 136,897 千円 【令和 6 年度】4 事業者 37 系統 150,175 千円 【令和 5 年度】5 事業者 41 系統、186,252 千円	
備考	
問い合わせ先	茨城県政策企画部交通政策課地域交通グループ 電話：029-301-2604

【支援メニュー個票】 No.103

所管官庁／都県名	事業名称
茨城県	茨城県生活交通支援事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

廃止されたバス路線を代替運行する市町村に対して運行経費の補助を行う。

事業の要件(概要)

- 地域協議会の協議を経た路線
- 廃止路線の輸送目的を概ね満たしている
- 路線廃止後概ね 1 年以内に運行開始される
- 道路運送法の許可を受けた路線である
- 県北山間地域を運行する路線である
- 複数市町村(平成 14 年 4 月 1 日における状態)にまたがる

支援内容

<対象経費>

補助対象系統に係る経常費用と経常収益の差額
※廃止路線の運賃設定に基づく欠損額を限度とする

<補助率・上限額>

1/6
(過疎地域は 2/5)

<要綱等詳細情報 URL>

該当なし

エントリー方法

補助金の交付を受けようとする会計年度の交付要項で定める日(例年 12 月上旬頃)までに
交付申請書を提出する。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
<令和 8 年度の補助対象期間：令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月> 7 年 10 月～8 年 9 月 補助対象系統の運行を実施 8 年 12 月頃 運行実績に基づき交付申請書を提出 9 年 1 月頃 交付決定及び額の確定	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】2 市町 3 系統 6,253 千円 【令和 6 年度】2 市町 4 系統 9,757 千円 【令和 5 年度】2 市町 4 系統 11,633 千円	
備考	
問い合わせ先	茨城県政策企画部交通政策課地域交通グループ 電話：029-301-2604

【支援メニュー個票】 No.104

所管官庁／都県名	事業名称
茨城県	新たな移動サービス導入等支援事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

時間的空白域の解消や既存公共交通の補完を図るために、スクールバスや企業バスの活用、交通空白地有償運送の導入など、地域の多様な輸送資源の活用支援や、既存乗合バス等へのデジタル技術導入など、新たな技術の活用の支援をするもの。

事業の要件(概要)

いずれにも該当するもの

- (1) 新たに運行を開始する又は技術を活用するもの
- (2) 既存公共交通の補完又は効率化を図るもの
- (3) 交通空白地有償運送の導入にあたっては地域公共交通会議等の合意を得ていること
- (4) 補助事業終了後も、継続して運行が行われる体制が構築されていること

支援内容

<対象経費>

(1) スクールバス、企業バス等活用

① 車両購入費等(初期費用)

- ・ 停留所設置、運行に供する車両の乗合バス転用に必要な簡易な修繕改修費用等
- ・ 事業の実施に必要な調査・検討費

② 運行経費

- ・ 人件費、通信費、燃料費、委託料等

(2) 交通空白地有償運送

① 車両購入費等(初期費用)

- ・ 停留所設置、運行に供する車両の取得費用等
- ・ 事業の実施に必要な調査・検討費

② 運行経費

- ・ 人件費、通信費、燃料費、委託料等

(3) その他

① 車両購入費等(初期費用)

- ・ 停留所設置、運行に供する車両の取得費用等
- ・ 事業の実施に必要な調査・検討費

②運行経費 ・人件費、通信費、燃料費、委託料等 (4)新たな技術の活用支援 ①車両購入費等(初期費用) ・車両購入費(増車に限る)、システムの取得・構築費用等 ・事業の実施に必要な研修費、調査・検討費 ②運行経費 ・人件費、通信費、燃料費、委託料等	
＜補助率・上限額＞	
補助率：1／2 上限額：最大 500 万円／年(補助期間：2 年間)	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
該当なし	
エントリー方法	
電子申請・届出サービスによる申請又は、様式に必要事項を記載し書面で申請	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年度 8 年 8～9 月 交付申請→交付決定 9 年 3 月 実績報告→額の確定→支払い	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】5 件、15,967 千円 【令和 6 年度】7 件、14,940 千円 【令和 5 年度】7 件、12,666 千円 ＜活用事例＞常総市 外 3 市村(※令和 7 年度実績) A I デマンドシステムの導入 補助金を活用し、既存の乗合タクシー等に A I による予約受付やルート設定を行うシステムを導入。予約時の利便性向上、車両 1 台あたりの利用者数増加、車両運行事業者の事務効率化等が図られた。	
備考	
令和 8 年度は令和 7 年度採択の 2 年目事業のみ対象	
問い合わせ先	茨城県政策企画部交通政策課地域交通グループ 電話：029-301-2604

【支援メニュー個票】 No.105

所管官庁／都県名	事業名称
茨城県	地域公共交通利用促進等事業助成金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●	●		●	●	●	●	●

事業の概要

地域の公共交通の利用促進や利用環境整備、ドライバー研修等に取り組む市町村、交通事業者及び団体等に対し、費用助成を行い、地域における公共交通利用促進活動の活性化や地域公共交通の利便性向上、維持・確保を図るもの。

事業の要件(概要)

下記のいずれかに該当するもの

(A) 本県内の公共交通の利用促進を図るもの

(B) 鉄道・バス利用環境整備事業であり、地域住民等と連携した取り組みであること。

(C) 自家用有償旅客運送の運転手となる場合に必要な国土交通大臣認定講習又はタクシーの UD
ドライバー研修の受講であること

支援内容

<対象経費>

令和 8 年度中(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)に実施された事業を助成対象とする。

原則 1 団体 1 事業を助成対象とするが、(B)鉄道・バス利用環境整備費用助成の「ドライバー募集に関する費用(採用に関するイベント費用等)」は、A 事業・C 事業と併用可能(1 回限り)とする。

(A) 地域公共交通利用促進活動費用助成

(例)

- ・公共交通利用促進のためのイベント実施
- ・チラシ(時刻表、沿線マップ等)作成・配布
- ・公共交通 PR 動画撮影・配信
- ・沿線商店街等と実施する利用促進活動
- ・公共交通(貸切バス、貸切タクシー、自動車運転代行を除く)を使った旅行商品の造成
- ・児童・生徒等に公共交通のイメージアップや親近感を感じてもらう機会・サービスの提供
- ・定期券購入促進活動等

※次の経費は、助成対象から除く。

ア 団体の運営に係る経費(人件費、光熱水費、家賃等)

イ イベント運営に係る交通費・旅費等

ウ その他、助成することが適当と認められない経費

＜対象団体＞

○地域に根ざし、自らの地域の公共交通の利用促進活動に取り組む団体(商工会、自治会ボランティアグループ、NPO法人等)

※規約等を有し、団体の意思を決定・執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理・監査する等会計組織を有すること。

○先進的・モデル的な取組を行う茨城県公共交通活性化会議(以下、「活性化会議」という。)の会員(市町村や交通事業者及び各種団体)又は会員である市町村が設置している地域公共交通会議

(B) 鉄道・バス利用環境整備費用助成

○利用者から環境整備の要望があり、地域住民等と連携した先進的・モデル的な取組

・待合・乗継施設整備(スロープ、福祉用階段昇降機、バス停案内表示・電光掲示板、上屋、ベンチ、駐輪場、照明の設置・補修等)

・バスロケーションシステム導入

○その他費用

・電光案内板設置

・ドライバー募集(採用に関するイベント費用等)

・GTF Sデータの作成・活用等に係る取組

・地域公共交通の利便性向上・活性化にあたり、活性化会議が必要と認める取組

＜対象団体＞

○活性化会議の会員(市町村や交通事業者及び各種団体)又は会員である市町村が設置している地域公共交通会議

※県内の市町村で運行されるコミュニティ交通のうち、NPO等の団体が実施主体となっている場合にあっては、運行されている地域の市町村の関与のもと運行が行われている場合に限り、当該NPO等も助成の対象とする。

○自家用有償旅客運送に係る国土交通大臣の登録を受けている団体

(C) 講習・研修費用助成

・自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送に限る)の運転手となる場合に必要となる国土交通大臣認定講習の受講に要する費用

・ユニバーサルドライバー研修の受講に要する費用

＜対象団体＞

○活性化会議の会員(市町村や交通事業者及び各種団体)又は会員である市町村が設置している地域公共交通会議

○自家用有償旅客運送の国土交通大臣の登録を受けている団体

＜補助率・上限額＞

(A) 上限額：5万円

(B) 上限額：5万円(ただし、補助対象経費の1/2を上限とする)

(C) 上限額：5万円

＜要綱等詳細情報 URL＞

茨城県公共交通活性化会議 HP

https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kotsu_ibaraki.html

エントリー方法	
様式に必要事項を記載し書面又はメールで申請	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年度 8 年～7 月 通常募集→交付決定 ※助成申請件数が採択予定数に満たなかった場合は、別途追加募集を行う可能性あり。 9 年～3 月 実績報告→額の確定→支払(予定)	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】15 件、1,700 千円 【令和 6 年度】12 件、1,393 千円 【令和 5 年度】13 件、1,350 千円	
備考	
問い合わせ先	茨城県公共交通活性化会議事務局 (茨城県政策企画部交通政策課地域交通グループ) 電話：029-301-2604

【支援メニュー個票】 No.106-1

所管官庁／都県名		事業名称					
茨城県		地域公共交通経営改善支援事業 (公共交通DX・GXによる経営改善支援事業)					
対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●	●	●	
事業の概要							
経営改善に取り組む交通事業者のDXによる業務効率化やGXによる省エネ化の取組に対し て支援を行う。							
事業の要件(概要)							
県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者、県内地域鉄道事業者のうち経営 改善計画書※を提出する事業者に対して支援を行う。							
※経営改善計画書：賃上げ、業務効率化、運賃改定などの実施計画や内容を盛り込んだ計画書							
支援内容							
＜対象経費＞							
DXによる業務効率化やGXによる省エネ化に係る経費 (例)乗合バス：運行計画作成システム、IT点呼システム 等 タクシー：配車アプリ、ハンディー型キャッシュレス端末 等 鉄道：鉄道施設遠隔管理システム、駅舎のLED照明化 等							
＜補助率・上限額＞							
＜補 助 率＞ 1/2 ＜補助上限＞ 乗合バス：15 百万円／事業者 タクシー：6 万円／台 鉄道：25 百万円／事業者							
＜要綱等詳細情報 URL＞							
https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kikaku3-kotsu/bus/2025shien/dxgx.html							
エントリー方法							
乗合バス事業者：メール、郵送、持参(宛先：一般社団法人茨城県バス協会) タクシー事業者、鉄道事業者：いばらき電子申請・届出サービス、メール、郵送、持参 (宛先：茨城県交通政策課)							

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年 4 月～ 以降	交付要項制定、申請受付開始 順次交付決定
～令和 9 年 2 月末	実績報告書提出
～令和 9 年 3 月	額確定、支払い
事業の活用実績	
【令和 7 年度】43 件 168,354 千円	
備考	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用。	
問い合わせ先	茨城県政策企画部交通政策課地域交通グループ 電話：029-301-2604

【支援メニュー個票】 No.106-2

所管官庁／都県名	事業名称
茨城県	地域公共交通経営改善支援事業 (バス運転士確保対策事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

経営改善に取り組む交通事業者のバス運転士確保の取組に対して支援を行う。

事業の要件(概要)

県内に営業所を有する乗合・貸切バス事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者に対して支援を行う。

※経営改善計画書：賃上げ、業務効率化、運賃改定などの実施計画や内容を盛り込んだ計画書

支援内容

<対象経費>

バス運転士の採用広報に係る経費

バス運転士の労働環境改善に係る経費

<補助率・上限額>

採用広報に係る経費 <補助率> 1/2 <補助上限> 10万円/事業者

労働環境改善に係る経費 <補助率> 1/2 <補助上限> 50万円/事業者

<要綱等詳細情報 URL>

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kikaku3-kotsu/bus/2025shien/busdriver.html>

エントリー方法

メール、郵送、持参(宛先：一般社団法人茨城県バス協会)

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

令和8年4月～ 交付要項制定、申請受付開始

以降 順次交付決定

～令和9年2月末 実績報告書提出

～令和9年3月 額確定、支払い

事業の活用実績	
【令和 7 年度】24 件 2,227 千円	
備考	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用。	
問い合わせ先	茨城県政策企画部交通政策課地域交通グループ 電話：029-301-2604

【支援メニュー個票】 No.201

所管官庁／都県名	事業名称
栃木県	人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
						●	

事業の概要

障害の有無や年齢等にかかわらず、地域住民はもとより観光客も含めた誰もが気軽に利用できるユニバーサルデザインタクシー(UD タクシー)の県内での導入を促進するための補助。

事業の要件(概要)

- ・県内の営業所にユニバーサルデザインタクシーを導入する事業とする
- ・タクシー事業者及びタクシー貸与事業者を補助対象事業者とする

支援内容

<対象経費>

- ・ユニバーサルデザインタクシーの車体本体・車載機器類の整備に要する経費の額
- ・補助対象経費にかかる消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については対象外

<補助率・上限額>

予算の範囲内において、市町の補助する額以内とし、補助対象経費の6分の1以内とする。ただし、1台当たり30万円かつ国の補助する額の2分の1を限度とする。

<要綱等詳細情報 URL>

栃木県 HP「人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h03/udtaxi/untaxiinfo.html>

人にやさしいユニバーサルデザインタクシー整備事業費補助金交付要領

https://www.pref.tochigi.lg.jp/h03/udtaxi/documents/00_youryour3.pdf

エントリー方法

補助金を受けようとする事業者は、交付申請書(第1号様式)に必要書類※を添えて、知事が定める日までに知事に提出する

※タクシー事業者またはタクシー貸与事業者に対する国土交通大臣の補助交付決定通知書の写し、その他知事が必要と認める書類

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

- ・令和 7 年 6 月～9 月末 要望調査実施
- ・令和 8 年 10 月以降(随時)県に交付申請→交付決定→事業の完了→県に実績報告→検査→額の確定→支出

事業の活用実績

【令和 7 年度】0 件

【令和 6 年度】4 件 12 台 3,200 千円

【令和 5 年度】6 件 13 台 3,900 千円

〔自動車交通関係移動等円滑化実績〕

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001739758.pdf>

備考

問い合わせ先

栃木県県土整備部交通政策課公共交通担当
電話：028-623-2447

【支援メニュー個票】 No.202

所管官庁／都県名	事業名称
栃木県	人にやさしいバス整備事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

すべての人が安全かつ円滑に利用できる超低床ノンステップバスを導入する事業を補助

事業の要件(概要)

- ・県内市町が作成する基本構想に定められた生活関連施設等の利用に供する路線に導入する事業とする
- ・路線バス事業者及び路線バス貸与事業者を補助対象事業者とする

支援内容

<対象経費>

- ・超低床ノンステップバスの車体本体・車載機器類の整備に要する経費の額
- ・補助対象経費にかかる消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については対象外

<補助率・上限額>

予算の範囲内において、市町の補する額以内かつ補助対象経費の 8 分の 1 以内とする。ただし、1 台当たり 250 万円を限度とする。

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

補助金を受けようとする事業者は、交付申請書(第 1 号様式)に必要書類[※]を添えて、知事が定める日までに知事に提出する

※路線バス事業者または路線バス貸与事業者に対する国土交通大臣の補助交付決定通知書の写し、その他知事が必要と認める書類

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

- 令和 7 年 6 月～9 月末 要望調査実施
- 令和 8 年 10 月以降(随時)県に交付申請→交付決定→事業の完了→県に実績報告→検査→額の確定→支出

事業の活用実績

【令和 7 年度】1 件 1 台 2,500 千円

【令和 6 年度】1 件 2 台 5,000 千円

【令和 5 年度】0 件

〔自動車交通関係移動等円滑化実績〕

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001739758.pdf>

備考

問い合わせ先

栃木県県土整備部交通政策課公共交通担当
電話：028-623-2447

【支援メニュー個票】 No.203

所管官庁／都県名	事業名称
栃木県	栃木県バス運行対策費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線のうち、特に広域的幹線的路線の維持確保を図るため、国が補助する系統について県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して、栃木県バス運行対策費補助金を交付するもの

事業の要件(概要)

- ・複数市町村にまたがるもの(H13.3.31における市町村の状態に応じて決定)
- ・1日当たりの輸送量が15～150人と見込まれ、かつ、過去2ヶ年の1日あたりの輸送量が15～150人であるもの
- ・1日当たりの運行回数が3回以上のもの
- ・過去2ヶ年連続して赤字であるもの

支援内容

<対象経費>

補助対象経常費用と経常収益との差額。

<補助率・上限額>

補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする

$$\frac{\text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}}$$

補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする

算定した補助対象経費の額が、国庫補助対象経費の額を超える生活バス路線においては、補助対象経費の額は、当該国庫補助対象経費の額を限度とする

ただし、当該補助対象経費の額と国庫補助対象経費の額との差額の1/2について、市町村が補助する場合には、当該補助対象経費の額に当該差額を加算した額を限度とする



※1 事前算定時より実績の欠損額が拡大した場合の市町村補助分
 ※2 ※1を市町村が補助した場合の県補助分
 ※3 経常収益が11/20未満の場合の市町村補助分

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

- 生活バス路線の指定申請を行う
- 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出する

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

令和 7.6	指定申請の提出依頼
令和 7.7	路線指定申請締め切り
令和 7.8	ヒアリング
令和 7.9	路線指定完了
令和 7.10～令和 8.9	運行年度期間
令和 8.11	交付申請締め切り
令和 8.12～令和 9.2	運行実績に基づき、当初予算との差額を2月補正予算で要求
令和 9.3	補正予算議決後、交付決定・額の確定+

事業の活用実績

【令和7年度】20件	67,448千円
【令和6年度】20件	69,701千円
【令和5年度】22件	112,334千円

備考

- 栃木県地域公共交通活性化協議会の生活交通対策部会において、補助対象路線指定について協議を実施

問い合わせ先

栃木県県土整備部交通政策課公共交通担当
 電話：028-623-2447

【支援メニュー個票】 No.204

所管官庁／都県名	事業名称
栃木県	栃木県生活バス路線維持費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持確保を図るため、県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して栃木県生活バス路線維持費補助金を交付するもの

事業の要件(概要)

- ・ 栃木県バス運行対策費補助金交付要領(平成 13 年 11 月 30 日交第 99 号)の補助対象外のもの
- ・ 1 日当たりの運行回数が 10 回以下のもの
- ・ 平均乗車密度が 2 人以上 15 人以下のもの
- ・ 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の補助対象経常費用に達していないもの
- ・ 経常収益が補助対象経常費用の 11/20 以上の系統又は、経常収益が補助対象経常費用の 11/20 に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が補助対象経常費用の 11/20 に相当する額に達するもの

支援内容

<対象経費>

補助対象経常費用と経常収益との差額

<補助率・上限額>

補助対象経常費用の 9/20 に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が 50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする

$$\text{当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \frac{\text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}}$$

a 経常収益11/20以上 b 経常収益11/20未満																	
<要綱等詳細情報 URL>																	
エントリー方法 - 生活バス路線の指定申請を行う - 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第 1 号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の 7 月 20 日までに、知事に提出する																	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) <table border="0"> <tr> <td>令和 7.6</td> <td>指定申請の提出依頼</td> </tr> <tr> <td>令和 7.7</td> <td>路線指定申請締め切り</td> </tr> <tr> <td>令和 7.8</td> <td>ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>令和 7.9</td> <td>路線指定完了</td> </tr> <tr> <td>令和 7.10～令和 8.9</td> <td>運行年度期間</td> </tr> <tr> <td>令和 8.11</td> <td>交付申請締め切り</td> </tr> <tr> <td>令和 8.12～令和 9.2</td> <td>運行実績に基づき、当初予算との差額を 2 月補正予算で要求</td> </tr> <tr> <td>令和 9.3</td> <td>補正予算議決後、交付決定・額の確定＋支出</td> </tr> </table>		令和 7.6	指定申請の提出依頼	令和 7.7	路線指定申請締め切り	令和 7.8	ヒアリング	令和 7.9	路線指定完了	令和 7.10～令和 8.9	運行年度期間	令和 8.11	交付申請締め切り	令和 8.12～令和 9.2	運行実績に基づき、当初予算との差額を 2 月補正予算で要求	令和 9.3	補正予算議決後、交付決定・額の確定＋支出
令和 7.6	指定申請の提出依頼																
令和 7.7	路線指定申請締め切り																
令和 7.8	ヒアリング																
令和 7.9	路線指定完了																
令和 7.10～令和 8.9	運行年度期間																
令和 8.11	交付申請締め切り																
令和 8.12～令和 9.2	運行実績に基づき、当初予算との差額を 2 月補正予算で要求																
令和 9.3	補正予算議決後、交付決定・額の確定＋支出																
事業の活用実績 <table border="0"> <tr> <td>【令和 7 年度】</td> <td>22 件</td> <td>22,922 千円</td> </tr> <tr> <td>【令和 6 年度】</td> <td>20 件</td> <td>25,802 千円</td> </tr> <tr> <td>【令和 5 年度】</td> <td>34 件</td> <td>40,962 千円</td> </tr> </table>		【令和 7 年度】	22 件	22,922 千円	【令和 6 年度】	20 件	25,802 千円	【令和 5 年度】	34 件	40,962 千円							
【令和 7 年度】	22 件	22,922 千円															
【令和 6 年度】	20 件	25,802 千円															
【令和 5 年度】	34 件	40,962 千円															
備考 栃木県地域公共交通活性化協議会の生活交通対策部会において、補助対象路線指定について協議を実施																	
問い合わせ先	栃木県県土整備部交通政策課公共交通担当 電話：028-623-2447																

【支援メニュー個票】 No.205

所管官庁／都県名	事業名称
栃木県	市町村生活交通路線運行費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				●

事業の概要

民間バス事業者では採算が取れないような交通空白地域の住民の日常生活に必要な市町村生活交通(コミュニティバス、デマンド交通、交通空白地有償運送)にかかる運行欠損額を補助するもの

事業の要件(概要)

乗合バス事業又は自家用有償旅客運送により運行される系統(区域)であり、下記の要件を全て満たすもの。

ア 市町の地域公共交通計画に確保・維持すべき生活交通の具体的内容が定められているもの。

イ 鉄道駅、複数市町にまたがる系統と接続されているもの。

ウ 路線運行にあっては次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送人員が以下の要件を満たしているもの。

区分	1回当たりの輸送人員 (総輸送人員÷総運行回数)
下記以外の系統	2人以上
振興山村等を 運行する系統	1人以上

エ 路線不定期運行、区域運行にあっては、計画運行回数に対する実績の運行回数が30%以上のもの。

支援内容

<対象経費>

各市町の

補助対象系統の運送費の合計額 — 補助対象系統の運送収入の合計額

<補助率・上限額>

<補助率>

- ・国庫補助対象系統 1/4 ※過疎市町においては 1/2
- ・国庫補助対象系統以外 1/8×(財政力指数に応じた係数) ※過疎市町においては 1/2

<上限額>

7,500千円

＜要綱等詳細情報 URL＞	
エントリー方法	
- 生活バス路線の指定申請を行う。 - 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の 7 月 20 日までに、知事に提出する。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 7.6	指定申請の提出依頼
令和 7.7	路線指定申請締め切り
令和 7.8	ヒアリング
令和 7.9	路線指定完了
令和 7.10～令和 8.9	運行年度期間
令和 8.11	交付申請締め切り
令和 8.12～令和 9.2	運行実績に基づき、当初予算との差額を 2 月補正予算で要求
令和 9.4	補正予算議決後、交付決定・額の確定＋支出
事業の活用実績	
【令和 7 年度】24 市町 167 系統、94,689 千円 【令和 6 年度】11 市町 58 系統、80,169 千円 【令和 5 年度】10 市町 49 系統、84,055 千円	
備考	
問い合わせ先	栃木県県土整備部交通政策課公共交通担当 電話：028-623-2447

【支援メニュー個票】 No.206

所管官庁／都県名	事業名称
栃木県	栃木県生活交通再構築事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

超高齢社会や地球規模の環境問題への対応が求められる中、市町村が、各地域の生活交通に関して移動特性やニーズを的確に把握した上で、輸送形態等をそれらに適合する者へと改善、再構築するための取組を支援し、より効果的・効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成を促進することを目的とした補助金。

事業の要件(概要)

- ・調査・計画策定費：実態調査、ニーズ把握調査、計画策定・見直し等
 - ・実証運行費：実証運行(欠損額)、広報、分析・評価 ※車両・設備を除く
 - ・利用環境整備費：停留所利便施設(ベンチ、上屋)等
- ※上記実証運行及び利用環境整備に係る事業費については、市町村生活交通路線運行費補助金の補助対象系統を含むバス網を再構築する場合に限る。

支援内容

<対象経費>

- ・上記対象事業費

<補助率・上限額>

- ・補助率：1/2
※国庫補助対象事業の場合は、国費分(実績)を控除した額の1/2
- ・上限額
 - ア 調査・計画策定費
2,000 千円以内
 - イ 実証運行費、利用環境整備費
直近の市町村生活交通路線運行費補助額×実証運行期間／当該会計年度の9月30日を末日とする1年間(日)×1/2 以内

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法	
交付申請書・全体計画等の提出 ※前年度中に次年度のエントリーに関する意向調査を実施	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
随時	交付申請書の全体計画等の提出
随時	状況報告の提出
随時	実績報告の提出
随時	交付請求の提出
随時	交付決定、額の確定＋支出
事業の活用実績	
【令和 7 年度】4 件 6,500 千円 【令和 6 年度】1 件 1,213 千円 【令和 5 年度】3 件 6,000 千円	
備考	
問い合わせ先	栃木県県土整備部交通政策課公共交通担当 電話：028-623-2447

【支援メニュー個票】 No.301

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬県ステーション整備事業補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●	●			●

事業の概要

- ・市町村等が行う駅周辺における交通関連施設整備の支援
◇駅前広場◇駐車場◇駐輪場◇バス・タクシー乗降場◇自由通路 等
駅利用に必要な交通関連施設の新設及び改良
〔駅前広場や自由通路など駅に直結するものを除き、道路整備は補助対象事業から除外〕

事業の要件(概要)

- ・市町村等が行う駅や駅周辺の整備計画策定・整備計画に即した事業であること。

支援内容

<対象経費>

○ステーション整備計画策定支援事業

補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる駅及び駅周辺における交通関連施設の整備に関する計画の策定に要する経費とする。

- (1) 駅の新設及び改良に関する計画の策定
- (2) 駅前広場、駐車場、駐輪場、バス・タクシー乗降場、自由通路など、駅利用に必要な交通関連施設の新設及び改良に関する計画の策定

○ステーション整備促進事業

補助金の交付の対象は、次号に掲げる駅等の整備に要する経費(設計関係費(測量、地質調査、概略設計、基本設計、実施設計等に要する経費)及び用地取得費を含む。)とする。

- (1) 駅の新設及び改良
- (2) 駅前広場、駐車場、駐輪場、バス・タクシー乗降場、自由通路など、駅利用に必要な交通関連施設の新設及び改良
ただし、駅前広場、自由通路など駅に直結するものを除き、道路整備は補助事業から除外する。

<補助率・上限額>

補助対象経費の 1/2 以内

ただし、補助対象事業に対して市町村及び市町村を構成員に含む団体が補助する額以内
補助対象経費は、次の各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 地方債の充当可能事業については、総事業費から当該充当可能額を控除した額
- (2) 鉄道事業者等の負担金、関係団体からの寄付金等の収入がある事業については総事業費から当該寄付金等を控除した額

<要綱等詳細情報 URL>	
エントリー方法 補助金を受けようとする事業年度の前年度の 8 月末までに、群馬県が行う要望調査に回答	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) 6 年 8 月 要望調査に回答 7 年 4 月 交付申請 7 年 4 月 交付決定 7 年 8 月～ 事業・工事実施 8 年 3 月 額の確定 8 年 4 月頃 入金	
事業の活用実績 【令和 7 年度】5 件、137,346 千円〔上信電鉄下仁田駅など〕 【令和 6 年度】4 件、115,273 千円〔JR 群馬総社駅など〕 【令和 5 年度】5 件、94,088 千円〔JR 群馬総社駅など〕	
備考	
問い合わせ先	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課鉄道振興係 電話：027-226-2381

【支援メニュー個票】 No.302

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬県交通施設バリアフリー化補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●	●			●

事業の概要

- ・市町村等が行う駅のバリアフリー化の支援
- ◇旅客移動の円滑化(誘導ブロック、エレベーターなど) ◇付帯設備(障害者対応型トイレ) 等

事業の要件(概要)

補助対象事業は群馬県内に所在する次の駅において実施するものとする。

- 1) 1日あたりの乗降人員が3,000人以上の駅
- 2) 地域における交通の拠点駅または地域の活性化のために重要な観光の拠点駅でバリアフリー化設備を整備することが必要であると認められる駅
- 3) 周辺に福祉施設がある等の特段の理由によりバリアフリー化設備を整備することが必要であると県が認める駅

支援内容

<対象経費>

補助金の交付の対象は、県内に所在する次の新設駅及び既設駅において実施する、エレベーターやスロープの設置による段差解消、視覚障害者用の設備整備等のバリアフリー化設備整備事業を実施するために必要な経費とする。

- 1) 1日あたりの乗降人員が3,000人以上の駅
- 2) 地域における交通の拠点駅または地域の活性化のために重要な観光の拠点駅でバリアフリー化設備を整備することが必要であると認められる駅
- 3) 周辺に福祉施設がある等の特段の理由によりバリアフリー化設備を整備することが必要であると県が認める駅

<補助率・上限額>

補助率(原則) 県 1/6 鉄道事業者 1/3 国 1/3 市町村 1/6

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

補助金を受けようとする事業年度の前年度の8月末までに、群馬県が行う要望調査に回答

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
3年8月 要望調査に回答 4年4月 交付申請 4年5月 交付決定 4年6月～ 事業・工事実施 4年12月 額の確定 5年1月頃 入金	
事業の活用実績	
【令和4年度】1件、1,629千円〔JR新町駅〕 ※令和5～7年度は実績なし。	
備考	
問い合わせ先	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課鉄道振興係 電話：027-226-2381

【支援メニュー個票】 No.303

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬県市町村乗合バス補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				●

事業の概要

市町村乗合バスを幹線交通を補完する地域公共交通機関と位置付け、当該乗合バス事業を運営する市町村又は一部事務組合に対し、その運行費及び車両購入費の一部を補助することにより、県民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。

事業の要件(概要)

市町村等に対し、県の指定を受けた路線の運行に要する経費のうち、補助金交付対象として県が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助対象路線は、原則として、市町村が自ら運行するか、市町村が事業者に依頼して運行する路線で、知事が指定したもの

【路線指定要件】

- ① 利用形態として県民の日常生活に必要な交通手段と認められる路線
- ② 一般乗合バス路線との競合区間(概ね 300m以内を運行)が 50%未満の路線
- ③ 起終点が同一(起終点のいずれも概ね 1 km以内にある場合は同一とみなす。)で、一般乗合バス路線と比較して、著しく低額な運賃を設定していない路線
- ④ 平日 1 日当たりの運行回数が 3 往復(回)以上の路線
- ⑤ 複数市町村間(旧市町村間を含む)を運行する路線
- ⑥ 地域外路線に乗り入れている交通結節点に接続する路線
- ⑦ 収支率(見込み)が 40%以上(乗合タクシーにおいては 20%以上)の路線
- ⑧ 6 か月以上の有償運行の実施や検証をしている路線
- ⑨ ⑦については、地域公共交通会議等において地域住民の意見を反映した上で取りまとめられたものであり、かつ利便性及び収支率向上のために地域全体のバス路線再編(既存指定路線を含む)が行われた場合には、「収支率(見込み)が 20%以上(乗合タクシーにおいては 10%以上)の路線」と読み替える。

【補助要件】

補助対象期間において指定を受けている路線の収支率が 20%以上(乗合タクシーにおいては 10%以上)であること。乗合バスの場合、収支率 15%以上かつ平均乗車密度 1 人以上、収支率 13%以上かつ平均乗車密度 0.5 人以上(過疎地域のみ)を満たすことでも補助可能。

なお、ここでいう補助対象期間とは当該補助金を受けようとする会計年度の前会計年度の一年間とする。

支援内容	
＜対象経費＞	
①運行費の補助 ②車両購入費の補助	
＜補助率・上限額＞	
①運行費 補助率：1／4 補助対象限度額：市町村負担額と補助単価×年間実車走行キロの少ない方	
②車両購入費 補助率：1／4 又は 1／3(過疎)、1／5(財政力指数 0.75 以上) 補助対象限度額(1 台)： ○乗合バス ・ノンステップ型車両(原則標準仕様) 13,500 千円 ・自転車搭載型車両 7,200 千円 ・11 人以上 15 人以下の車両 4,500 千円 ○乗合タクシー・車両本体 3,600 千円	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
群馬県／路線バス対策等の支援について https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/7369.html	
エントリー方法	
① 運行費 補助金を受けようとする年度の 7 月 15 日までに交付申請書を提出。 ② 車両購入 補助金を受けようとする前年度に実施する車両購入要望調査に回答の上、車両の購入手続きを開始しようとする日の一か月前までに交付申請書を提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
① 運行費 令和 8 年 7 月 15 日 交付申請 令和 8 年 10 月頃 交付決定及び額の確定 ② 車両購入 令和 7 年 9 月頃 要望調査 令和 8 年 購入手続きの開始の一か月前までに交付申請書の提出→交付決定 事業の完了の日から起算して一か月以内に実績報告の提出→額の確定	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】①17 件、112,891 千円 ②3 件、5,728 千円 【令和 6 年度】①24 件、144,631 千円 ②3 件、10,575 千円 【令和 5 年度】①25 件、144,182 千円 ②6 件、15,770 千円	
備考	
問い合わせ先	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課 地域交通係 電話：027-226-2381

【支援メニュー個票】 No.304

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬県バス運行対策費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

群馬県バス運行対策費補助金は、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」と連携して、生活交通路線の維持確保を目的とする補助制度。県民の生活に必要な地域間幹線系統(要件に適合する系統)を運行している乗合バス事業者に対して、運行費補助及び車両減価償却費等補助を行うことによって、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

事業の要件(概要)

補助対象系統の要件

①運行費補助

- ・路線定期運行
- ・複数市町村にまたがるもの(平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態)
- ・広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの
- ・1 日当たりの運行回数が 3 回以上のもの
- ・1 日当たりの輸送量が 15～150 人のもの
- ・経常収益が補助対象経常費用に達していないもの
- ・補助対象期間の末日(9 月 30 日)において引き続き運行されているもの

②車両減価償却費等補助

- ・新車の購入等を行うもの
- ・主として補助対象系統を運行するもの

支援内容

<対象経費>

①運行費の補助

②車両減価償却費等補助

<補助率・上限額>

①経常損失補助…経常費用と経常収益の差額に対して補助

補助対象経費の 1/2 に相当する額の範囲内で知事が定める額とする。

②車両償却費補助…車両購入費に係る原価償却費及び金融費用に対し、予算の範囲内において補助

補助対象車両減価償却費及び当該車両の購入に係る金融費用の 1/2 の額の範囲内で知事が定める額とする。

＜要綱等詳細情報 URL＞	
群馬県／路線バス対策等の支援について https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/7369.html	
エントリー方法	
国の補助制度である地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線バス交通)の対象路線として地域間幹線系統確保維持計画(群馬県地域公共交通計画)に位置付けられる必要がある。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
交付申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 20 日までに提出	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】①15 系統、49,051 千円 ②18 車両、21,359 千円 【令和 6 年度】①15 系統、58,117 千円 ②16 車両、21,712 千円 【令和 5 年度】①17 系統、58,485 千円 ②17 車両、21,273 千円	
備考	
問い合わせ先	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課 地域交通係 電話：027-226-2381

【支援メニュー個票】 No.305

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬県市町村乗合バス改善適正化促進事業補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

市町村における地域の需要に応じた効率的な運行方法の導入と国補助の活用を促し、地域における生活交通の安定的な継続を目的とする市町村乗合バスに係る試験運行に要する経費の一部を補助するもの。

事業の要件(概要)

補助対象事業は、公共交通としての乗合バスの運行の効率化を目的とする次に掲げるもので、国の地域公共交通確保維持改善事業の活用を検討するものの試験運行とする。

- 1 定時定路線による運行に代わるデマンド型交通を導入すること
- 2 スクールバスを乗合バスとして新たに活用すること
- 3 その他、知事が認めた試験運行等

支援内容

<対象経費>

補助対象事業に係る運行経費(運行開始の日から 1 年間※)

※例えば、事業初年度 6 カ月＋事業次年度 6 カ月も可。

<補助率・上限額>

補助金の額は補助対象経費から運賃収入額等を控除し、市町村が負担する額の 1/3 とする。ただし、200 万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨てる。

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

補助対象事業を開始しようとする日までに交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 1 事業実施計画書(様式第 2 号)
- 2 その他、知事が必要と認めた書類

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

補助対象事業を開始しようとする前年度の 9 月末(目安)までに事業実施計画書(案)を提出

事業の活用実績	
【令和 7 年度】1 件、989 千円 【令和 6 年度】0 件、0 円 （要望なし） 【令和 5 年度】0 件、0 円 （要望なし）	
備考	
問い合わせ先	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課 地域交通係 電話：027-226-2381

【支援メニュー個票】 No.306

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬県ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
						●	●

事業の概要

誰もが活躍できる地域社会づくりのため、インバウンドや車椅子利用者等の移動需要に対応するため、ユニバーサルデザインタクシーの車両購入費用の一部を補助する。

事業の要件(概要)

補助金交付の対象となる車両は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1)群馬県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (2)本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること。
- (3)国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、知事が補助金の交付を決定した会計年度の終了する日までに新規登録された車両(登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。)であること。

支援内容

<対象経費>

UDタクシーの新車購入に伴う車両本体及び車載機器類の整備に要する経費のうち、知事が必要と認めた額とする。(補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。)

<補助率・上限額>

- ・補助率は 1/6。
- ・上限額は認定レベル 2 級及び認定レベル 1 級車両は 30 万円、認定レベル準 1 級車両は 20 万円

<要綱等詳細情報 URL>

群馬県／路線バス対策等の支援について

<https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/7369.html>

エントリー方法	
補助対象事業を開始しようとする日までに交付申請書(様式第 1 号)に、必要書類を添えて、知事に提出するものとする。 ※交付決定日前に着手している事業は、補助対象外とすること。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年 5 月～ 随時交付申請受付～交付決定～事業実施 令和 9 年～2 月 実績報告～額の確定	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】3 社 4 台 1,000 千円 【令和 6 年度】2 社 4 台 800 千円 【令和 5 年度】2 社 4 台 1,200 千円	
備考	
問い合わせ先	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課 地域交通係 電話：027-226-2381

【支援メニュー個票】 No.307

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬公共交通チャレンジ促進補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●			●	●	●	●	●

事業の概要

当補助金は、地域が抱える移動課題の解決と、持続可能な地域交通の構築を目的としており、地域の公共交通の活力向上を促すものです。複数事業者(2 者以上)が連携し、デジタル技術を活用した新たなサービスの事業化や、持続的な公共交通の構築に向けた社会実証・実装事業を対象にしています。

事業の要件(概要)

① 事業対象者

2 者以上の複数事業者による連携体(コンソーシアム)

② 対象事業

・地域の移動課題の解決に向けたサービス構築

交通を地域の暮らしと一体として捉え、その維持・活性化を目指し、複数の主体が連携して地域の交通課題を解決するサービスの構築。

・交通業界の課題解決に向けた業務改善・収益性向上

地域の移動を支える交通事業者の持続可能性を高めるため、業界の業務効率化や収益性向上、データ活用の活性化に向けた取り組み。

支援内容

<対象経費>

- ・消耗品費
- ・備品費
- ・使用料及び賃借料
- ・委託・外注費
- ・専門家経費
- ・データ購入・ソフトウェア導入費
- ・安全対策費
- ・その他経費

<補助率・上限額>

補助率 1/2 以内・補助限度額 250 万円

＜要綱等詳細情報 URL＞	
https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/752854.html	
エントリー方法	
募集期間内に下記の宛先に、指定の書類を提出(指定の書類は上記の URL から募集案内等を参照)	
• koutsuibe@pref.gunma.lg.jp	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
• 1 次募集 募集期間：令和 8 年 4 月 30 日～5 月 21 日 • 2 次募集 募集期間：令和 8 年 5 月 22 日～6 月 18 日 採択状況：2 件交付決定 • 3 次募集 募集期間：令和 8 年 7 月 2 日～7 月 31 日	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】4 件 5,543 千円	
備考	
問い合わせ先	群馬県交通イノベーション推進課 MaaS 推進係 027-226-2381 koutsuibe@pref.gunma.lg.jp

【支援メニュー個票】 No.308

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●	●	●

事業の概要

物価高騰等の影響を受けている交通運輸事業者のうち、業務の DX による生産性向上を図る事業者の支援を行う。

事業の要件(概要)

群馬県内に本社もしくは営業所を有しているバス、タクシー、トラック事業者のうち、DX による業務効率化に資するシステム等を導入済みもしくは導入予定の事業者に対して支援を行う。

支援内容

<対象経費>

下記<補助率・上限額>のとおり

<補助率・上限額>

バス・タクシー事業者：1 台あたり 20 千円
トラック事業者：1 台あたり 10 千円(上限 20 台)

<要綱等詳細情報 URL>

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/701963.pdf>

エントリー方法

- ① トラック事業者のうち群馬県トラック協会会員
申請書類一式を一般社団法人群馬県トラック協会宛にメール、持参、郵送のいずれかの方法で提出。
- ② バス、タクシー事業者、トラック事業者のうち群馬県トラック協会の非会員
申請書類一式を群馬県交通イノベーション推進課地域交通係宛にメール、持参、郵送のいずれかの方法で提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年 9 月 1 日～10 月 30 日：交付申請(必着) 令和 8 年 11 月下旬：交付決定(額の確定)および支援金交付	
事業の活用実績	
備考	
問い合わせ先	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課 地域交通係 電話：027-226-2381

【支援メニュー個票】 No.309

所管官庁／都県名	事業名称
群馬県	群馬県交通運輸事業者 DX 推進補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●	●	●

事業の概要

物価高騰等の影響を受けている交通運輸事業者のうち、業務の DX による生産性向上を図る事業者の支援を行う。

事業の要件(概要)

群馬県内に本社もしくは営業所を有しているバス、タクシー、トラック事業者のうち、業務 DX に資するシステム等の導入経費に対して支援を行う。

支援内容

<対象経費>

業務 DX に資するシステム等の導入経費

(対象となるシステム例：遠隔もしくは自動点呼システム、運行計画作成システム、配車アプリ等)

<補助率・上限額>

補助率：1/2(上限 100 千円)

<要綱等詳細情報 URL>

<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/699951.pdf>

エントリー方法

- ① トラック事業者のうち群馬県トラック協会会員
申請書類一式を一般社団法人群馬県トラック協会宛にメール、持参、郵送のいずれかの方法で提出。
- ② バス、タクシー事業者、トラック事業者のうち群馬県トラック協会の非会員
申請書類一式を群馬県交通イノベーション推進課地域交通係宛にメール、持参、郵送のいずれかの方法で提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年 9 月 1 日～10 月 30 日：交付申請(必着) 令和 8 年 11 月下旬：交付決定 令和 8 年 11 月下旬以降：事業実施および事業完了報告提出 令和 9 年 2 月(予定)：額の確定および補助金交付	
事業の活用実績	
備考	
問い合わせ先	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課 地域交通係 電話：027-226-2381

【支援メニュー個票】 No.401

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	生活交通路線維持費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

複数市町村にまたがる広域的・幹線的な生活交通路線に対して、国と協調して県が補助する。

事業の要件(概要)

- 埼玉県生活交通確保対策地域協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に運送予定者として記載されている乗合バス事業者であって、一定の基準に適合する補助事業を行う者を補助対象とする。

支援内容

<対象経費>

- 補助対象経常費用と経常収益との差額

<補助率・上限額>

- 補助金の交付額は補助対象経費の 1/2 以内の額で知事が定める額とする。
- 他の運行系統との競合区間の合計が 50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times ((\text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}) \div \text{当該生活交通路線の総キロ程})$$
- 平均乗車密度が 5 人未満の地域乗合バス路線については、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の 9/20 に相当する額を限度とする。

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／バス路線維持対策費補助の状況

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/seikatukotu-torikumi/902-20091215-426.html>

エントリー方法	
個別に調整	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
交付申請書提出期限：11 月 20 日 交付決定、額の確定：3 月頃 支出：4 月頃	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】2 事業者、4,353 千円〔国際興業(株)及びイーグルバス(株)〕 【令和 6 年度】2 事業者、4,353 千円〔国際興業(株)及びイーグルバス(株)〕 【令和 5 年度】2 事業者、4,353 千円〔国際興業(株)及びイーグルバス(株)〕	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課交通企画・バス担当 電話：048-830-2239

【支援メニュー個票】 No.402-1

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	生活維持路線確保対策費補助金 (地域乗合バス路線確保対策費補助金)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
		●	●				

事業の概要

国庫補助の対象とならない広域的・幹線的路線以外の生活交通路線を市町村が維持・確保する場合、県が市町村に対して補助する。(地域乗合バス路線)

事業の要件(概要)

- 埼玉県生活交通確保対策地域協議会の協議結果に基づき市町村長が選定した乗合バス事業者に対し、一定の基準に適合する補助事業を行う市町村を補助対象とする。

支援内容

<対象経費>

- 補助対象経常費用と経常収益との差額

<補助率・上限額>

- 補助金の交付額は補助対象経費の 1/2 以内の額で知事が定める額とする。
- 他の運行系統との競合区間の合計が 50%以上の地域乗合バス路線であって、当該競合区間の輸送量が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\text{当該地域乗合バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times ((\text{当該地域乗合バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}) \div \text{当該地域乗合バス路線の総キロ程})$$
- 平均乗車密度が 5 人未満の地域乗合バス路線については、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の 9/20 に相当する額を限度とする。

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／バス路線維持対策費補助の状況
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/seikatukotu-torikumi/902-20091215-426.html>

エントリー方法	
個別に調整	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
交付申請書提出期限：11 月 20 日 交付決定、額の確定：3 月頃 支出：4 月頃	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】5 市町村、35,180 千円〔秩父市など〕 【令和 6 年度】5 市町村、34,874 千円〔秩父市など〕 【令和 5 年度】5 市町村、34,971 千円〔秩父市など〕	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課交通企画・バス担当 電話：048-830-2239

【支援メニュー個票】 No.402-2

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	生活維持路線確保対策費補助金 (市町村廃止代替貸切バス路線確保対策費補助金)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
		●	●				

事業の概要

国庫補助の対象とならない広域的・幹線的路線以外の生活交通路線を市町村が維持・確保する場合、県が市町村に対して補助する。(市町村廃止代替貸切バス路線)

事業の要件(概要)

- 埼玉県生活交通確保対策地域協議会の協議結果に基づき市町村長が選定したバス事業者に対し市町村廃止代替貸切バス路線の運行を依頼するとともに、一定の基準に基づき、補助対象バス事業者に補助する市町村を補助対象とする。(平成 18 年 9 月 30 日以前において、道路運送法第 21 条第 2 号の規定により貸切バス事業者が運行していたものに限る。)

支援内容

<対象経費>

- 補助対象経常費用と経常収益との差額

<補助率・上限額>

- 補助金の交付額は補助対象経費の 1/2 以内の額で知事が定める額とする。
- 補助対象経費の額は、平均乗車密度が 5 人未満の市町村廃止代替貸切バス路線については、当該運行システムの輸送量を 5 人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 補助対象経費の額は、補助対象運行費用の 9/20 に相当する額を限度とする。

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／バス路線維持対策費補助の状況
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/seikatukotu-torikumi/902-20091215-426.html>

エントリー方法

個別に調整

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
交付申請書提出期限：11 月 20 日 交付決定、額の確定：3 月頃 支出：4 月頃	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】2 市町、10,745 千円〔ときがわ町など〕 【令和 6 年度】2 市町、10,773 千円〔ときがわ町など〕 【令和 5 年度】2 市町、10,847 千円〔ときがわ町など〕	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課交通企画・バス担当 電話：048-830-2239

【支援メニュー個票】 No.402-3

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	生活維持路線確保対策費補助金 (市町村自主運行バス路線確保対策費補助金)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
		●	●				

事業の概要

国庫補助の対象とならない広域的・幹線的路線以外の生活交通路線を市町村が維持・確保する場合、県が市町村に対して補助する。(市町村自主運行バス路線)

事業の要件(概要)

- 埼玉県生活交通確保対策地域協議会の協議結果及び一定の基準に基づき市町村自主運行バス事業(市町村が道路運送法第 79 条の規定による国土交通大臣の登録を受けて自家用自動車を有償で運送の用に供する事業)を行う市町村を補助対象とする。

支援内容

<対象経費>

- 補助対象運送費用と運送収入との差額

<補助率・上限額>

- 補助金の交付額は補助対象経費の 1/2 以内の額で知事が定める額とする。
- 補助対象経費の額は、平均乗車密度が 5 人未満の市町村自主運行バス路線については、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 補助対象経費の額は、補助対象運送費用の 9/20 に相当する額を限度とする。

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／バス路線維持対策費補助の状況

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/seikatukotu-torikumi/902-20091215-426.html>

エントリー方法

個別に調整

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

交付申請書提出期限：11 月 20 日

交付決定、額の確定：3 月頃

支出：4 月頃

事業の活用実績	
【令和 7 年度】3 町、35,243 千円〔小鹿野町など〕 【令和 6 年度】3 町、34,179 千円〔小鹿野町など〕 【令和 5 年度】3 町、35,350 千円〔小鹿野町など〕	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課交通企画・バス担当 電話：048-830-2239

【支援メニュー個票】 No.403

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	地域公共交通DX・コンパクト＋ネットワーク促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●		●	●		●	●	

事業の概要

市町村等や交通事業者に対し、スマート技術を活用した DX やコンパクト＋ネットワークによる交通再編に係る経費を補助する。

事業の要件(概要)

- ・地域公共交通計画及び埼玉版スーパー・シティプロジェクトの地域まちづくり計画の策定(市町村等に限る)
- ・市町村と連携した、複数市町村にまたがる取組(事業者に限る)

支援内容

<対象経費>

- ・新たなモビリティサービス(AI オンデマンド交通、自動運転バス等)の導入に要する経費
- ・地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送(福祉有償運送を除く。)、企業・病院・学校の送迎バス等)の導入に要する経費
- ・コミュニティバスやデマンド交通の再編等に要する経費
- ・上記のほか地域公共交通のDXやコンパクト＋ネットワークに資する事業として知事が認める経費

<補助率・上限額>

- ・補助率 1/2、補助上限額は市町村等 1,000 万円、交通事業者 250 万円、補助下限額はそれぞれ 50 万円。

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／地域公共交通 DX・コンパクト＋ネットワーク促進事業
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/dxcompact.html>

エントリー方法

個別に調整

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
年度当初に要望書提出	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】 9 市町 1 事業者、48,360 千円 【令和 6 年度】 12 市町 1 事業者、64,276 千円 【令和 5 年度】 7 市町 4 事業者、38,169 千円	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課交通企画・バス担当 電話：048-830-2232

【支援メニュー個票】 No.404

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	ノンステップバス導入促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道事業者	バス事業者	タクシー事業者	
			●				

事業の概要

路線バスのバリアフリー化を促進し、公共交通の利便性及び快適性の向上を図るため、埼玉県バス利用促進地域協議会が策定する生活交通改善事業計画に基づきノンステップバスを導入する路線バス事業者又は路線バス貸与事業者に補助する市町村(政令指定都市を除く。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

事業の要件(概要)

- ・ノンステップバスを導入(ノンステップバスから更新する場合を除く。)するバス事業者等に市町村が補助する事業であること。
- ・補助対象となる車両が、補助金の交付を受けようとする会計年度の生活交通改善事業計画に記載された車両であること。

支援内容

<対象経費>

- ・補助対象経費は、ノンステップバスを導入(ノンステップバスから更新する場合を除く。)するバス事業者等に市町村が補助する額とする。
- ・本件と他都県をまたがる路線バスについては、県内実走行距離の割合に応じた額とする。
- ・複数市町村をまたがる路線バスについては、補助上限額に当該市町村の協議により決定した負担割合を乗じて得た額とする。

<補助率・上限額>

補助率：2分の1以内
上限額：50万円

<要綱等詳細情報 URL>

ノンステップバス導入促進事業補助金交付要綱
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/210861/saitamakennonnonsuteppubasudounyuuhojokininkouhuyoukou.pdf>

エントリー方法	
・県がバス事業者に対して行う翌年度のノンステップバス導入補助申請予定の照会において、導入予定の回答があること。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
前年度夏～秋ごろ：翌年度のノンステップバス導入補助申請予定の照会 前年度秋ごろ：事業者から申請予定のあった路線の市町村へ、補助予算確保の依頼通知 夏～秋ごろ：生活交通改善事業計画の策定 以降、順次交付申請→交付決定→事業実施→実績報告→額の確定→支払	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】15 台、 6,699 千円 【令和 6 年度】24 台、 10,091 千円 【令和 5 年度】20 台、 8,048 千円	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課交通企画・バス担当 電話：048-830-2232

【支援メニュー個票】 No.405

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	埼玉県鉄道駅ホームドア設置促進事業補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道事業者	バス事業者	タクシー事業者	
			●				

事業の概要

ホームドア(可動式ホーム柵を含む。)の整備に対する補助

事業の要件(概要)

乗降客数が 1 日 1 万人以上の駅、あるいは視覚障害者の利用が多い駅、無人駅など知事が特に認める駅であること。

支援内容

<対象経費>

ホームドアの整備に関する事業に係る経費のうち、設計費、ホーム改良工事費、ホームドア設置工事費及びこれらに附帯する工事費。

<補助率・上限額>

【補助率】

〔バリアフリー料金制度の適用を受けない駅〕

- ・補助対象経費の 1/6 以内かつ市町村負担額の 1/2 以内

〔バリアフリー料金制度の適用を受ける駅〕

- ・補助対象経費からバリアフリー料金制度の充当額を減じた額の 1/4 以内かつ市町村負担額の 1/2 以内

【上限額】

- ・ホームドア 1 列あたり 30,000 千円

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／駅ホームからの転落防止対策(交付要綱等)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/tenrakuboushi/index.html>

エントリー方法

補助金を受けようとする事業年度の前年度 6 月頃に県が行う要望照会に回答を提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月 当該年度補助金の要望照会 5 月 内示 6 月 次年度補助金の要望照会 7 月～10 月 交付申請・交付決定 11 月～2 月 変更交付申請・変更交付決定 3 月頃 額の確定 4 月頃 入金	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】なし 【令和 6 年度】2 市 3 駅 【令和 5 年度】2 市 4 駅	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課鉄道担当 電話：048-830-2228

【支援メニュー個票】 No.406

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

内方線付き点状ブロックの整備に対する補助

事業の要件(概要)

乗降客数が 1 日 3 千人以上の駅、あるいは視覚障害者の利用が多い駅であること。

支援内容

<対象経費>

内方線付き点状ブロックの整備に係る経費及び関連附帯工事に係る経費(いずれも設計費は除く。)

<補助率・上限額>

【補助率】

〔バリアフリー料金制度の適用を受けない駅〕

- ・補助対象経費の 1/6 以内かつ市町村負担額の 1/2 以内
(前年度の普通交付税不交付団体に対しては、1/9 以内かつ 1/3 以内)

〔バリアフリー料金制度の適用を受ける駅〕

- ・補助対象経費からバリアフリー料金制度の充当額を減じた額の 1/4 以内かつ市町村負担額の 1/2 以内
(前年度の普通交付税不交付団体に対しては、1/6 以内かつ 1/3 以内)

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／駅ホームからの転落防止対策(交付要綱等)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/tenrakuboushi/index.html>

エントリー方法

補助金を受けようとする事業年度の前年度 6 月頃に県が行う要望照会に回答を提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4月 当該年度補助金の要望照会 5月 内示 6月 次年度補助金の要望照会 7月～10月 交付申請・交付決定 11月～2月 変更交付申請・変更交付決定 3月頃 額の確定 4月頃 入金	
事業の活用実績	
【令和7年度】3市町3駅 【令和6年度】2市町2駅 【令和5年度】なし	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課鉄道担当 電話：048-830-2228

【支援メニュー個票】 No.407

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	みんなに親しまれる駅づくり事業補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

障害者対応型エレベーター、スロープ、障害者対応型トイレなど、駅のバリアフリー化の促進に資する施設の整備事業に対する補助

事業の要件(概要)

- ①駅利用の円滑な移動に資する施設整備
- ②駅利用の快適性・利便性の向上に資する施設整備
- ③そのほか知事が特に認める事業

支援内容

<対象経費>

施設の整備に係る経費及び付帯工事に係る経費

<補助率・上限額>

- ・市町村負担額の 1/2 以内(前年度の普通交付税不交付団体に対しては 1/3 以内)。
- ・1 施設あたりの補助上限額は 20,000 千円とする。
- ・1 市町村あたりの補助下限額は市にあっては 1,000 千円、町村にあっては 500 千円とする。

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／みんなに親しまれる駅づくり事業(駅施設のバリアフリー化)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/station-improvement/ekidukuri.html>

エントリー方法

補助金を受けようとする事業年度の前年度 8 月頃に県が行う要望照会に回答を提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
4 月 当該年度補助金の要望照会 5 月 内示 7 月～8 月 交付申請・交付決定 8 月 次年度補助金の要望照会 11 月～2 月 変更交付申請・変更交付決定 3 月頃 額の確定 4 月頃 入金	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】2 市 2 駅 【令和 6 年度】3 市 3 駅 【令和 5 年度】3 市 4 駅	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課鉄道担当 電話：048-830-2227

【支援メニュー個票】 No.408

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

市町村(政令指定都市を除く。以下同じ。)における埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

事業の要件(概要)

①事業化検討補助(単年度)

埼玉版スーパー・シティプロジェクトエントリーシート(以下「エントリーシート」という。)が県ホームページで公開されている市町村において、補助事業者*が実施するエントリーシートに記載されたまちづくりの事業化に必要な調査等の事業

* 県ホームページでエントリーシートが公開されている市町村及び当該市町村と企業や団体等が連携協力してまちづくりに取り組む団体

②事業推進補助(原則 3 年度以内※知事が必要と認めるときは 5 年度以内)

埼玉版スーパー・シティプロジェクト地域まちづくり計画(以下「地域まちづくり計画」という。)が県ホームページで公開されている市町村において、補助事業者*が実施する地域まちづくり計画に記載された事業

* 県ホームページで地域まちづくり計画が公開されている市町村及び当該市町村と企業や団体等が連携協力してまちづくりに取り組む団体

支援内容

<対象経費>

①事業化検討補助

市町村のエントリーシートに掲げたまちづくりの取組の事業化に向けた調査・検討などに要する費用を補助

②事業推進補助

市町村の地域まちづくり計画に掲げたまちづくりに関するハード・ソフト事業に要する費用を補助

＜補助率・上限額＞	
①事業化検討補助 補助率：2 分の 1 以内 上限額：5,000 千円 ②事業推進補助 補助率：2 分の 1 以内 上限額：50,000 千円 ※①、②のいずれも国庫補助や交付税措置のある地方債を充当できる事業は対象外、前年度普通地方交付税不交付団体に対する補助率は 3 分の 1 以内	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金交付要綱 https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/211306/sscpsuishinhojokininkouhuyoukou.pdf	
エントリー方法	
県が市町村に対して行う、当該補助金に係る要望受付の照会において、回答の提出があること。 ※要望受付は、年に 3 回程度行う。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
・第 1 回 2 月 翌年度補助金の要望受付 4 月 内示・交付決定 ・第 2 回 4 月 当該年度の補助金要望受付 7 月 内示・交付決定 ・第 3 回 6 月 当該年度の補助金要望受付 10 月 内示・交付決定	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】14 件(事業化検討補助 4 件、事業推進補助 10 件)、107,646 千円 【令和 6 年度】21 件(事業化検討補助 11 件、事業推進補助 10 件)、219,854 千円 【令和 5 年度】11 件(事業化検討補助 8 件、事業推進補助 3 件)、57,381 千円 ※交通分野以外も含んだ実績。	
備考	
問い合わせ先	埼玉県環境部エネルギー環境課 エネルギー企画担当 電話：048-830-3186

【支援メニュー個票】 No.409

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	公共交通運転手不足対策促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●	●	

事業の概要

地域公共交通における女性運転手等の雇用促進を図るため、公共交通事業者が実施する運転手にとって魅力ある職場環境整備に向けた取組に対して補助をするもの。

事業の要件(概要)

- ・ 中小企業(資本金 3 億円以下又は常時使用する従業員数 300 人以下の企業)であること。
- ・ 県補助設備を活用した採用活動の実施すること。
- ・ 市町村が、交通事業者の女性運転手募集情報を HP や SNS へ掲載する等の協力をするこ
と。

支援内容

<対象経費>

乗合バス・タクシー事業者による女性専用のトイレ・更衣室・休憩室等の新設又は改修に要する経費。

<補助率・上限額>

<補助率> 補助対象経費の 2 分の 1 以内

<上限額> 1 社当たり 200 万円

<要綱等詳細情報 URL>

公共交通運転手不足対策促進事業

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/driver.html>

エントリー方法

個別に調整

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
年度当初に要望書提出	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】4 事業者、1,769 千円	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課交通企画・バス担当 電話：048-830-2232

【支援メニュー個票】No.410

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	地域公共交通生産性等向上促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●	●	●	●

事業の概要

地域公共交通の維持・活性化を図るため、公共交通事業者等が実施する生産性向上や利便性向上に資する新たな取組に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

事業の要件(概要)

- 一 公共交通事業者がDXツールを活用し、生産性向上に新たに取り組む事業(以下「生産性向上事業」という。)
- 二 公共交通事業者が利用者の利便性向上による交通手段の確保に新たに取り組む事業(以下「利便性向上事業」という。)

支援内容

<対象経費>

【生産性向上事業】

・要綱別表 1 に掲げるツール等の導入(新たに導入するものに限る。ただし、既存のツールを、性能・機能面の向上を伴う新しいものに取り換えるものも含む。)に要する経費

【利便性向上事業】

・要綱別表 2 に掲げるツール等の導入(新たに導入するものに限る。ただし、既存のツールを、性能・機能面の向上を伴う新しいものに取り換えるものも含む。)に要する経費

<補助率・上限額>

【生産性向上事業】

・補助率 2/3、補助上限額 500 万円。ただし、基準に合致する賃上げを行う事業者にあっては補助率 4/5、補助上限額 600 万円。

【利便性向上事業】

・補助率 1/2、補助上限額 350 万円。ただし、ユニバーサルデザインタクシー等の車両導入にあっては 1 両当たり 30 万円。

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／地域公共交通生産性等向上促進事業

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/seisansei/index.html>

エントリー方法

令和 8 年 12 月 25 日(金曜日)までに交通政策課交通企画・バス担当宛て、メールにて申請してください。

※申請期限前であっても補助金の予算額に達し次第受付を終了します。

メールアドレス：a2220-12@pref.saitama.lg.jp

なお、件名は以下のとおりとしてください。

件名：【事業者名】生産性等向上促進事業申請

(例)【浦和バス(株)】生産性等向上促進事業申請

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

- ・ 交付申請 4 月～

- ・ 交付決定 5 月～

事業完了の報告があり次第、額の確定、支出

事業の活用実績

令和 7 年度 2 月補正事業のため過去実績なし。

備考

問い合わせ先

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当
電話：048-830-2225

【支援メニュー個票】 No.411

所管官庁／都県名	事業名称
埼玉県	第 4 種踏切安全等対策事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

県民の第 4 種踏切での安全及び鉄道輸送の安全性を確保するため、第 4 種踏切の廃止対策費用及び改善までに時間を要する第 4 種踏切の暫定的な安全対策について、費用の一部を県が補助する。

事業の要件(概要)

第 4 種踏切の安全対策及び廃止対策に係る設備の整備に必要な経費について、当該鉄道事業者へ補助をする市町村(政令指定都市は除く。)及び当該事業を実施する市町村。

支援内容

<対象経費>

(1)安全対策事業

簡易遮断機等、歩行者等の一旦停止及び左右確認を促す設備の整備に要する経費

(2)廃止対策事業

防護柵等、進入防止を目的とした設備を整備に要する経費

※国庫補助があった場合は補助対象経費から除く。

<補助率・上限額>

市町村負担額の 1/2 以内(上限額なし)

<要綱等詳細情報 URL>

埼玉県／第 4 種踏切の安全対策について(交付要綱等)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/station-improvement/4thhumikiri.html>

エントリー方法	
事業年度に申請書を提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
随時	交付申請・交付決定 事業完了・実績報告 額の確定 支払
※交付申請受付期間は、事業年度末日までのうち、申請額が予算上限に至るまで ※申請年度内に完了する事業が補助対象	
事業の活用実績	
なし	
備考	
問い合わせ先	埼玉県企画財政部交通政策課鉄道担当 電話：048-830-2227

【支援メニュー個票】 No.501

所管官庁／都県名	事業名称
千葉県	千葉県バス運行対策費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

広域的・幹線的なバス路線に対し、赤字額の一部を補助するもの。

事業の要件(概要)

国の地域公共交通確保維持事業費補助金(地域間幹線幹線系統確保維持費国庫補助金)の要件に加え、以下の2点

- ・キロ程が10km以上(千葉県バス対策地域協議会で認められた場合は、この限りではない)
- ・補助対象系統の見込み経常収益額(市町村による補助見込み額を含む)が、見込み経常費用額の11/20以上であること。

支援内容

<対象経費>

見込み経常費用額と見込み経常収益額の差額を補助対象経費とする(経常費用の9/20を上限)。

<補助率・上限額>

補助対象経費の1/2(平均乗車密度が5人を下回る場合は減額措置あり)
国の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付額を限度とする。

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

補助を受ける会計年度の前々年度の10月までに、千葉県バス対策地域協議会に申し出る。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

(参考)令和 9 年度補助金のスケジュール

令和 7 年 10 月 協議申出。

令和 8 年 1 月～ 千葉県バス対策地域協議会にて協議

令和 9 年 11 月 補助金交付申請書の提出

令和 10 年 3 月ごろ 補助金交付予定。

事業の活用実績

【令和 7 年度】6 事業者 27 系統、111,053 千円

【令和 6 年度】9 事業者 31 系統、126,519 千円

【令和 5 年度】8 事業者 27 系統、112,709 千円

備考

問い合わせ先

千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通室
電話：043-223-2063

【支援メニュー個票】 No.502

所管官庁／都県名	事業名称
千葉県	路線バス運転手確保対策事業補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

地域に不可欠な路線バスを維持するため、交通事業者が運転手の確保のために実施する労働環境の整備や UIJ ターン人材の確保に向けた取組に対し、支援を行う。

事業の要件(概要)

- ・ 労働環境改善事業
交通事業者が実施するトイレやシャワールーム、休憩所の整備など、運転手の労働環境改善に資する取組に対し支援を行う。
- ・ UIJ ターン人材確保対策事業
UIJ ターン人材の採用にあたり、交通事業者がその採用者に対し、支援金等を支給した際に支援を行う。

支援内容

<対象経費>

- ・ 労働環境改善事業
補助対象者が実施する運転手の労働環境改善に資する営業所、車庫、待機所等における設備(トイレやシャワールーム、休憩所の整備など)の新設又は改修等に要する経費のうち知事が認めるもの。
- ・ UIJ ターン人材確保対策事業
補助対象者が対象従業員の雇用に伴い、当該対象従業員に支給した支援金等(移住支援金など)の経費。ただし、申請前 1 年以内に支給した経費に限る。

<補助率・上限額>

- ・ 労働環境改善事業
補助対象事業費の 1/2 以内。ただし、1 営業所あたり 150 万円を上限とする。
- ・ UIJ ターン人材確保対策事業
対象従業員 1 人あたり 20 万円。ただし、補助対象者が対象従業員に対して支給した金額が 20 万円未満の場合は補助対象者が対象従業員に対して支給した額を上限とする。

＜要綱等詳細情報 URL＞ https://www.pref.chiba.lg.jp/koukei/untensyukakuho/hojokin.html	
エントリー方法 電子メール又は郵送により、各申請書類を提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) 令和 8 年 5 月 18 日(月)から令和 9 年 2 月 26 日(金)まで、随時申請を受付。 ※予算執行状況により、予定より早く締め切る可能性があります。	
事業の活用実績 【令和 7 年度】7 事業者 16 件 7,650 千円 { うち 労働環境改善事業 4 事業者 7 件 5,988 千円 UIJ ターン人材確保対策事業 3 事業者 9 件 1,662 千円 } 【令和 6 年度】8 事業者 9 件 6,339 千円 { うち 労働環境改善事業 6 事業者 7 件 6,161 千円 UIJ ターン人材確保対策事業 2 事業者 2 件 178 千円 }	
備考	
問い合わせ先	千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通室 電話：043-223-2063

【支援メニュー個票】 No.503

所管官庁／都県名	事業名称
千葉県	地域公共交通「リ・デザイン」推進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●		●	●	●	●	●	●

事業の概要

地域公共交通の維持・確保に向けて、より利便性・生産性・持続可能性の高い公共交通への再構築(リ・デザイン)を推進するため、地域の実情に応じた路線の再編や交通モードの転換などに取り組む市町村や公共交通事業者等に対し、支援を行う。

事業の要件(概要)

- 検討支援・相談(相談支援事業)
地域公共交通の再構築(リ・デザイン)の実現に向けた合意形成を推進するため、市町村や公共交通事業者等の要望に応じて、相談・コーディネート支援を行う。
＜想定する相談支援例＞
 - ヒアリング等による課題把握・分析
 - 再構築の実現に向けた調査・実証事業の設計、企画立案
 - 関係者調整のため資料作成支援・会議開催支援など
- 市町村等への補助(補助事業)
市町村や公共交通事業者等が実施する調査や実証事業等に対し支援を行う。

支援内容

＜対象経費＞

- 補助対象経費
地域公共交通の再構築や交通空白の解消に向けた取組に要する費用
- 補助対象事業(リ・デザイン推進事業)
 - ①交通再編事業(路線の再編や交通モードの転換等により、交通再編を推進する事業)
例)・自家用有償旅客運送事業、コミュニティバス、デマンド交通等の新規導入、見直し等に係る調査や実証事業
 - 乗合バスの路線や系統の再編・統合等に係る調査や実証事業
 - 既存公共交通における車両のダウンサイジング等によるコスト低減等、運行の効率化に係る調査や実証事業

②交通 DX 事業(新技術・デジタル技術の導入により交通DXを推進する事業) 例)・新技術・デジタル技術を活用した地域公共交通の導入に向けた調査や実証事業(自動運転バス、AI デマンド交通、MaaS 等) ・新技術・デジタル技術を活用し、地域公共交通の利便性や効率性の向上を図る事業 (IC カードデータの分析、スマートバス停、オープンデータ化、バスロケーションサービス等) ③路線維持事業(リ・デザイン推進事業を検討する間、現行バス路線を維持する事業)	
＜補助率・上限額＞	
・ 補助率 1/2 以内(補助上限額 10,000 千円)	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
https://www.pref.chiba.lg.jp/koukei/re-design/hojokin.html	
エントリー方法	
電子メール又は郵送により、各申請書類を提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
随時申請を受け付けますので御相談ください。	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】 ・ 検討支援・相談(相談支援事業) 13 団体へ相談支援を実施 ・ 市町村等への補助(補助事業) 17 団体 19 件 81,288 千円	
備考	
問い合わせ先	千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通室 電話：043-223-2063

【支援メニュー個票】 No.504

所管官庁／都県名	事業名称
千葉県	鉄道駅バリアフリー設備整備補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
		●	●				

事業の概要

高齢者や障害者をはじめ、誰にでも利用しやすい駅とするため、市町村が行う鉄道駅バリアフリー設備整備補助に要する経費に対して補助を行う。

事業の要件(概要)

- (1) 鉄道事業者が補助対象駅に障害者対応エレベーター、ホームドア、または内方線付き点状ブロック等を整備する事業に対して市町村が補助金等を支出する事業
- (2) 市町村が補助対象駅に障害者対応エレベーター等を整備する事業

支援内容

<対象経費>

補助対象設備の設置に係る市町村の実負担額(寄付金その他の収入を控除した額)

<補助率・上限額>

補助対象経費の 1/2

ただし、設備・事業主体により補助対象経費の上限額は異なる。

<要綱等詳細情報 URL>

令和 8 年度 地域づくり財源ハンドブック

https://www.chiba-shichoukai.jp/pdf/handbook_planning.pdf

エントリー方法

前年度の募集期間中に県に補助要望概要書を提出。
予算措置された場合、事業年度に申請書を提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

(参考)令和 8 年度事業スケジュール(令和 8 年 4 月～翌年 3 月の事業の場合)

令和 7 年 7 月 募集開始
令和 7 年 8 月～ 市町村へのヒアリング
令和 8 年 3 月 令和 8 年度 予算措置
令和 8 年 4 月 事業開始・申請書提出
令和 8 年 5 月 交付決定
令和 9 年 3 月 事業完了・実績報告
令和 9 年 4 月 額の確定・請求
令和 9 年 5 月 支払い

事業の活用実績

【令和 7 年度】6 件 60,492 千円〔初石駅エレベーターなど〕
【令和 6 年度】4 件、128,900 千円〔勝田台駅エレベーターなど〕
【令和 5 年度】4 件、172,520 千円〔我孫子駅エレベーターなど〕

備考

問い合わせ先

千葉県総合企画部交通計画課鉄道事業室
電話：043-223-2278

【支援メニュー個票】 No.505

所管官庁／都県名	事業名称
千葉県	千葉県福祉タクシー導入促進事業補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
						●	

事業の概要

(令和 7 年度)

高齢者や障害者等の交通手段の確保充実を図るとともに、公共交通機関としての福祉タクシーの導入を促進するため、福祉タクシーを導入する一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して、車両の購入に要する経費の一部を助成する。

事業の要件(概要)

(令和 7 年度)

補助対象となる福祉タクシー車両は、それぞれ以下の(1)から(5)に掲げる要件を全て満たす必要がある。なお、交付決定をする前に購入した車両は補助の対象外。

要件

- (1) 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能な車両(車いす等対応車)であること
- (2) 原則として、国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに新規登録した車両(登録を抹消した中古自動車の再登録は除きます。)であること
- (3) 千葉県内に使用の本拠を置く車両であること
- (4) 本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること
- (5) 国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、福祉タクシー車両におけるスロープ若しくはリフトを装備する車両に係る補助金の交付決定を受けた車両であること

※既存の福祉車両を改造する場合は補助金の対象となりません。(新車購入に限る)

※福祉タクシー車両のうち「回転シート車」「ユニバーサルデザインタクシー」については補助金の対象となりません。

※既存の車両を代替えて、福祉タクシー車両を導入する場合も対象となります。

支援内容	
＜対象経費＞ (令和 7 年度) 福祉タクシー車両の新車購入に係る車両本体及び車載機器類の整備に要する経費	
＜補助率・上限額＞ (令和 7 年度) 補助金額は補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額と以下に定める基準額のいずれか低い額の範囲内となる。 【スロープを装備する車両】 車両 1 台当たり 60 万円 【リフトを装備する車両】 車両 1 台当たり 80 万円	
＜要綱等詳細情報 URL＞ https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/fukushi-taxi/r7.html	
エントリー方法	
(令和 7 年度) 補助金の交付を申請しようとする者は、申請書に所定の書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出する。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
受付期間(令和 7 年度) 申請 令和 7 年 10 月 8 日から令和 7 年 10 月 31 日まで 補助金額の確定 令和 8 年 1 月頃 補助金の支払い 同年 1 月～3 月	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】4 台、260 千円 【令和 6 年度】91 台、54,200 千円 【令和 5 年度】174 台、105,400 千円	
備考	
令和 8 年度補助内容が、未定のため、令和 7 年度の内容を記載。	
問い合わせ先	千葉県健康福祉部健康福祉指導課地域福祉推進班 電話：043-223-2615

【支援メニュー個票】 No.506

所管官庁／都県名	事業名称
千葉県	千葉県超低床ノンステップバス等整備事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道事業者	バス事業者	タクシー事業者	
					●		

事業の概要

乗合バス車両におけるノンステップバス及びリフト付きバスの導入を促進するため、国の補助に上乗せして補助を行う。

事業の要件(概要)

【補助対象事業】

下記補助対象事業者が、県内の複数市町村にまたがる路線にノンステップバスを導入する事業。また、高速バスのように、床下に収納スペースを設ける必要があることで低床化が困難な場合については、リフト付きバスも補助対象としている。

【補助対象事業者】

- ① 路線バス事業者(若しくは、それに準ずるものとして知事が認定した者)
- ② 路線バス事業の用に供するバス車両を貸与する者(リース会社)

支援内容

<対象経費>

車両本体及び車載機器類の設備に要する経費

<補助率・上限額>

下記①と②のいずれか少ない額(ただし、国の補助上限額を限度とする。)

- ① 補助対象経費×補助率 1/4(観光振興は 1/3 又は 1/2)
- ② (補助対象経費－通常車両価格)×1/2(又は 2/3)

<要綱等詳細情報 URL>

エントリー方法

前年度 1 月までに千葉県バス対策地域協議会に申出。
募集期間中に県に交付申請書を提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
(参考)令和８年度	
令和８年１月	協議申出
令和８年５月	募集開始(令和９年２月まで)
随 時	交付決定
随 時	事業実施
随 時	実績報告(令和９年３月まで)
令和９年４月	額の確定
令和９年４月	補助金交付
事業の活用実績	
【令和７年度】６事業者 30 台、39,614 千円	
【令和６年度】７事業者 27 台、37,304 千円	
【令和５年度】４事業者 ８台、11,200 千円	
備考	
問い合わせ先	千葉県総合企画部交通計画課地域公共交通室 電話：043-223-2063

【支援メニュー個票】 No.507

所管官庁／都県名	事業名称
千葉県	千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●	●	●

事業の概要

地域交通の事業者等が実施する次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)及びその関連設備の導入に対し、補助金を交付する。

事業の要件(概要)

- ・県内に事務所又は事業所があるタクシー・バス・トラック事業者、又は、県内の事務所又は事業所でカーシェアリング事業・レンタカー事業を営む事業者であること。
- ・車両については、自動車検査証における使用の本拠の位置が千葉県内にあること。また、国が実施する補助金の交付を受けていること。

支援内容

<対象経費>

- ①車両の購入費
- ②蓄電池、充電設備(普通・急速)、ソーラーカーポート等の購入費

<補助率・上限額>

- ・太陽光発電設備を併設する場合
 - ① 国の補助額の 1/2
 - ② 蓄電池(1/6：上限 40 万円)
充電設備(1/3：上限 150 万円)
ソーラーカーポート(1/6：上限 100 万円)
 - ・太陽光発電設備を併設しない場合
 - ① 国の補助額の 1/4
 - ② 充電設備(1/6：上限 75 万円)
- ※事業者あたり 2,000 万円を交付の上限額とする

<要綱等詳細情報 URL>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/hojo/koutsu-hojo-index.html>

エントリー方法	
申請受付期間内に、電子申請システム(ちば電子申請サービス)、電子メール、郵送のいずれかの方法により、交付申請書等を提出する。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
・車両関連設備 申請受付期間：令和 8 年 5 月 1 日～12 月 24 日、実績報告書提出期限：令和 9 年 3 月 5 日 ※補助金の交付決定前に、補助対象事業の工事に着手(発注等を含む)していないこと。 ・車両 申請受付期間：令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 3 月 5 日 ※補助対象事業の完了後(車両の登録、車両の引渡、代金の支払い等)の申請。 ※申請受付期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了する。	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】20 件、92,792 千円 【令和 6 年度】7 件、57,718 千円 【令和 5 年度】10 件、60,336 千円	
備考	
問い合わせ先	千葉県環境生活部温暖化対策推進課エコオフィス・次世代自動車推進班 電話：043-223-4563

【支援メニュー個票】 No.601-1

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

鉄軌道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してバリアフリールートを確保するためのエレベーター等の整備に対する補助を行う。

事業の要件(概要)

- ・JR・私鉄の鉄軌道駅(地下鉄駅は除く)
- ・バリアフリー1ルート確保に必要な整備
- ・複数・乗換ルート整備の場合は、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」に基づき、鉄軌道事業者が作成する整備計画に記載され都が認定した駅かつ区市町村のバリアフリー基本構想等に位置付けのある駅

支援内容

<対象経費>

- ・補助事業経費：エレベーター、障害者用誘導ブロック、スロープ及び手すりの整備に要する費用のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付工事費及び関連付帯工事費

<補助率・上限額>

- ・車いす対応エレベーター等を整備する鉄軌道事業者等に対し区市町が補助を行う場合に、区市町の補助額の1/2以内(補助事業経費の1/6以内)を補助する。
- ・補助限度額 1基あたり20,000千円(定員17人乗り以上は30,000千円)

<要綱等詳細情報 URL>

- ・鉄道駅のバリアフリーの取組について | 東京都都市整備局
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/tetsudo.html>

エントリー方法

- ・補助金を受けようとする事業年度の前年度の6月下旬頃に、都へ事業計画調査票を提出する。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
<令和 8 年度の補助対象期間＝令和 8 年 4 月～9 年 3 月> 7 年 6 月 事業計画調査票の提出、ヒアリング 8 年 4 月以降 交付申請及び交付決定 9 年 3 月まで 実績報告及び額の確定 9 年 4～5 月 入金	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】1 駅、32,749 千円 【令和 6 年度】対象なし 【令和 5 年度】1 駅、 4,860 千円 <活用事例>大田区(東京モノレール)他	
備考	
問い合わせ先	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通計画調整担当 電話：03-5388-3214

【支援メニュー個票】No.601-2

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (ホームドア等整備促進事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

鉄軌道駅における安全な移動を確保するため、区市町と連携してホームドア等の整備に対する補助を行う。

事業の要件(概要)

- ・JR・私鉄の鉄軌道駅(地下鉄駅は除く)
- ・一日当たりの利用者 10 万人以上の駅
- ・一日当たりの利用者 10 万人未満の駅の場合は、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」に基づき、鉄軌道事業者が作成する整備計画に記載され都が認定した駅

支援内容

<対象経費>

- ・補助事業経費：ホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備に要する費用のうち設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付工事費及び関連付帯工事費

<補助率・上限額>

- ・ホームドアを整備する鉄軌道事業者に対し区市町が補助を行う場合に、区市町の補助額の 1/2 以内(補助事業経費の 1/6 以内)を補助する。
- ・補助限度額 1 列あたり 40,000 千円

<要綱等詳細情報 URL>

- ・鉄道駅のバリアフリーの取組について | 東京都都市整備局
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/tetsudo.html>

エントリー方法

- ・補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月下旬頃に、都へ事業計画調査票を提出する。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
<令和 8 年度の補助対象期間＝令和 8 年 4 月～9 年 3 月> 7 年 6 月 事業計画調査票の提出、ヒアリング 8 年 4 月以降 交付申請及び交付決定 9 年 3 月まで 実績報告及び額の確定 9 年 4～5 月 入金	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】10 駅、771,098 千円 【令和 6 年度】17 駅、947,215 千円 【令和 5 年度】12 駅、515,599 千円 <活用事例>千代田区(JR 中央・総武緩行線秋葉原駅)、西東京市(西武池袋線保谷駅)他	
備考	
問い合わせ先	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通計画調整担当 電話：03-5388-3214

【支援メニュー個票】 No.601-3

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅バリアフリースイレ等整備促進事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

鉄軌道駅において、車椅子利用者だけでなく乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリースイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行う。

事業の要件(概要)

- ・ JR・私鉄の鉄軌道駅(地下鉄駅は除く)

支援内容

<対象経費>

- ・ 補助事業経費：バリアフリースイレの整備や多様な利用者のニーズに対応した機能分散に要する費用のうち、設計費、本体購入費、工事費及び関連付帯工事費

<補助率・上限額>

- ・ バリアフリースイレの整備等を行う鉄軌道事業者等に対し、区市町が補助を行う場合に、区市町の補助額の 1/2 以内(補助事業経費の 1/6 以内)を補助する。
- ・ 補助限度額 1 事業あたり 5,000 千円

<要綱等詳細情報 URL>

- ・ 事業URLなし

エントリー方法

- ・ 補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月下旬頃に、都へ事業計画調査票を提出する。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

<令和 8 年度の補助対象期間＝令和 8 年 4 月～9 年 3 月>

7 年 6 月 事業計画調査票の提出、ヒアリング

8 年 4 月以降 交付申請及び交付決定

9 年 3 月まで 実績報告及び額の確定

9 年 4～5 月 入金

事業の活用実績	
【令和 7 年度】2 駅、 6,467 千円 【令和 6 年度】1 駅、 5,000 千円 【令和 5 年度】1 駅、 3,000 千円	
<活用事例>大田区(東急池上線千鳥町駅)他	
備考	
問い合わせ先	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通計画調整担当 電話：03-5388-3214

【支援メニュー個票】 No.601-4

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (バリアフリー基本構想等作成事業)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。

事業の要件(概要)

- ・都内の区市町村

支援内容

<対象経費>

- ・補助事業経費：基本構想及び促進方針の作成及び変更に必要な費用

<補助率・上限額>

- ・区市町村に対し、バリアフリー基本構想を作成する場合に、補助対象経費の 1/3 以内(移動等円滑化促進方針の場合は 1/4 以内)を補助する。
- ・補助限度額 バリアフリー基本構想の作成・変更：上限額なし
(移動等円滑化促進方針の場合は 2,500 千円)

<要綱等詳細情報 URL>

- ・面的なバリアフリー化の取組について | 東京都都市整備局
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/area.html>

エントリー方法

- ・補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月下旬頃に、都へ事業計画調査票を提出する。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

<令和 8 年度の補助対象期間＝令和 8 年 4 月～9 年 3 月>

7 年 6 月 事業計画調査票の提出、ヒアリング
8 年 4 月以降 交付申請及び交付決定
9 年 3 月まで 実績報告及び額の確定
9 年 4～5 月 入金

事業の活用実績	
【令和 7 年度】7 区 2 市、22,744 千円 【令和 6 年度】4 区 3 市、15,748 千円 【令和 5 年度】3 区 2 市、 9,700 千円 <活用事例>中野区(基本構想の改定とあわせて促進方針を策定)他	
備考	
問い合わせ先	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通計画調整担当 電話：03-5388-3214

【支援メニュー個票】No.602

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

区市町村による地域公共交通計画の策定及び区市町村等が実施するコミュニティバス、デマンド交通等の地域公共交通の事業に対し、その経費の一部を補助

事業の要件(概要)

以下、令和８年８月時点の内容であり、今後変更する可能性もある

- ・ 補助期間は令和８年度までとする
- ・ 補助事業の実施主体は、区市町村(交通空白地有償運送の場合は、道路運送法施行規則第４８条の主体も含める。)とする
- ・ 地域公共交通計画の策定(地域公共交通計画策定費)
- ・ 区市町村等が実施するコミュニティバス、デマンド交通等の新規導入に係る事業または再編に係る事業で、交通空白地域の解消や利便性の向上を前提としたもの
(調査検討費、運行経費、車両購入費)
- ・ 区市町村等が実施するコミュニティバス、デマンド交通等の車両更新事業で、ユニバーサルデザイン又は環境改善に資する視点での車両のグレードアップを伴うもの
(車両購入費)
- ・ 区市町村等が実施するコミュニティバス、デマンド交通等の GTFS-JP 整備事業
(GTFS-JP 整備費)

支援内容

<対象経費>

【地域公共交通計画策定費】

基本現状調査、再編検討に係る調査、計画策定に要する調査検討費

【調査検討費】

現況交通実態調査、ニーズ把握調査、実施計画策定に要する調査検討費

【運行経費】

人件費、燃料費、設備費、利用調査費等、運行実施に要する経費

【車両購入費】

新規導入に係る車両購入費、再編に係る車両購入費、ユニバーサルデザイン又は環境改善に資する車両等への更新費用

【GTFS-JP 整備費】

GTFS-JP 整備に係る経費

＜補助率・上限額＞	
補助率：1／2	
上限額：	
地域公共交通計画策定費	1 区市町村当たり 5,000 千円
新規導入に係る事業の調査検討費	1 区市町村当たり 5,000 千円
再編事業の調査検討費	1 区市町村当たり 5,000 千円
再編事業の計画策定費	1 区市町村当たり 5,000 千円
運行経費	
・路線定期運行	1 路線当たり 708 千円／月
・路線不定期運行、区域運行	1 路線・1 区域当たり 1,883 千円／月
・交通空白地有償運送	1 事業当たり 415 千円／月
車両購入費(新規導入／再編に係る車両購入費)	
・バス	
ユニバーサルデザイン車両(下記を除く)	1 路線・1 区域当たり 28,000 千円
環境改善に資する車両(ZEV：電気自動車等)	1 路線・1 区域当たり 26,800 千円
・普通車・グリーンスローモビリティ	1 路線・1 区域当たり 6,000 千円
車両購入費(ユニバーサルデザイン又は環境改善に資する車両等への更新費用)	
・ユニバーサルデザイン車両(下記を除く)	1 路線・1 区域当たり 14,000 千円
・環境改善に資する車両(ZEV：電気自動車等)	1 路線・1 区域当たり 13,400 千円
GTFS-JP 整備費	1 路線当たり 100 千円
＜要綱等詳細情報 URL＞	
東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金交付要綱 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/chiiki_koutsu.html (「持続可能な地域公共交通実現に向けた支援」と題された部分をご覧ください)	
エントリー方法	
補助金を受けようとする事業年度中に、交付申請書を提出(随時受付)。 ※申請にあたっては事前に要相談。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
随時 ： 交付申請→交付決定→事業実施 ～3 月：完了実績報告書を提出、額の確定 4 月 ： 支払い	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】38 区市町村 311,215 千円 【令和 6 年度】39 区市町村、279,889 千円 【令和 5 年度】31 区市町、273,798 千円	
＜活用事例＞瑞穂町 補助金を活用して、新規にコミュニティバスの運行を開始し、交通空白地域解消につなげた。	
備考	
問い合わせ先	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 地域公共交通担当 電話：03-5388-3397

【支援メニュー個票】 No.603

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

バス路線の減便・休止・廃止の要因の一つとなっているバス運転士不足を解消し、公共交通としてのバス事業が持続可能なものとなるよう、定着支援に関する手当を支給する事業者に補助金を交付し、運転士の定着・離職防止を推進する。

事業の要件(概要)

- ・同一事業者内における勤続年数が1年目から10年目までのバス運転士として業務を行う者又は訓練中の者に月額1万円を支援します。
- ・対象となるバス運転士の居住地は問わないものとします。ただし、東京都から別途居住に関する支援を受けている場合は支給対象外となります。
- ・なお、既存の手当に充当することは認められません。必ず新たに「バス運転士定着支援特別手当」を創設し、支給して下さい。

支援内容

<対象経費>

バス運転士定着支援手当の支給に係る経費及びその支給に伴って補助対象事業者に納付の義務が生じる社会保険料の雇用主負担に係る経費相当分(手当支給経費に15パーセントを乗じた額)

<補助率・上限額>

【補助対象経費】

- (1) 対象となる社員一人当たり月額10,000円
- (2) 社会保険料雇用主負担額に相当する額として上記(1)の合計額に15パーセントを乗じた額

<要綱等詳細情報 URL>

・令和8年度東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金申請【専用ポータルサイト】
<https://busdriver-subsidy-08.metro.tokyo.lg.jp/>

・バス運転士定着支援特別手当事業補助金【東京都ホームページ】
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/kotsuseisaku/kotsu_suishin/bus_driver_torikumi/bus_driver_subsidy

エントリー方法	
交付申請受付期間内に交付申請書等を電子か郵送にて申請	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
令和 8 年度 ・ 交付申請受付期間 令和 8 年 8 月 1 日～令和 8 年 10 月 30 日 ・ 変更申請受付期間 令和 9 年 1 月 4 日～令和 9 年 2 月 26 日 ・ 実績申請期間 令和 9 年 3 月中旬頃を予定 ・ 補助金交付 令和 9 年 3 月下旬以降	
事業の活用実績	
実績なし(令和 8 年度からの新規事業)	
備考	
本内容は令和 8 年度時点の情報です。令和 9 年度以降は変更となる場合がございますので、予めご了承ください。	
問い合わせ先	東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金事務局 電話：03-6822-5469（受付時間 9:00～18:00(土日祝を除く)） 東京都都市整備局都市基盤部モビリティ政策課 電話：03-5388-3385

【支援メニュー個票】 No.604

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	自動運転の実装に向けた社会受容性向上支援事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
●			●		●	●	●

事業の概要

東京における自動運転レベル 4 等の先進モビリティサービスの実現・普及を図るため、自動運転の実装を目指す事業者等が、社会受容性の向上に資する取組等を実施する場合に必要な経費を補助する。

事業の要件(概要)

- ・自動運転、自動運転化技術などが都民等(都民及び東京への来訪者)の理解を得て受け入れられることを目的とする事業であること。
- ・都内で、都民等向けに幅広く実施する事業であること。
- ・自動運転車両の試乗、展示会など、体験・参加・学習型の事業であることとし、実施に際し、来場者への利用意向調査など、社会受容性の向上に向けた施策に生かす取組を内包する事業であること。

支援内容

<対象経費>

- ・補助事業の実施に必要な経費のうち、知事が適当と認めた経費
- ・交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業の経費
- ・補助事業のみに使用されるとともに、他事業の経費と明確に区分できる経費
- ・補助事業への使途、単価、規模等が明確であるとともに、補助事業の性格や社会通念上、妥当と思われる経費
- ・財産取得となる場合には、所有権が補助事業者に帰属する経費
- ・国や地方公共団体からの補助金・助成金若しくは交付金を充当していない経費

<補助率・上限額>

- ・申請当たりの上限は 10,000 千円とし、1 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。また、補助金の額の算定基準となる推進区域の範囲は、交付申請日時点で東京都が推進区域として設定している範囲とする。

(1) 推進区域内で実施する事業

ア 補助事業者が中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、大企業(中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)が実質的に経営に参画していない者(以下「中小企業者」という。)である場合、補助対象経費の 10 分の 10 以内の額とする。

イ 補助事業者が中小企業者でない場合、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とする。 (2) 推進区域外で実施する事業 ア 補助事業者が中小企業者である場合、補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とする。 イ 補助事業者が中小企業者でない場合、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とする。	
＜要綱等詳細情報 URL＞ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/syakaizyuyouseihozyoyoukou-pdf	
エントリー方法	
1. J グランツによる電子申請 2. J グランツを利用しない場合 以下の必要書類を事務局まで郵送 ・補助金交付申請書(第 1 号様式) ・実施計画書 ・経費内訳書 ・補助金申請額算出内訳書 ・誓約書 ・印鑑証明書 ・その他知事が必要と認める書類	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) ＜令和 8 年度の補助対象期間＝令和 8 年 4 月 1 日(水)～ 令和 9 年 3 月 8 日(月)＞ 申請は随時受付 ※ただし、先着順で申請を受け付け、予算額に達した時点で申請受付を終了します。	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】2 地区 1,172,000 円 【令和 6 年度】1 地区 11,222,000 円 ＜活用事例＞多摩市、西新宿地区	
備考	
問い合わせ先	
東京都都市整備局都市基盤部モビリティ政策課自動運転担当 03-5388-3385	

【支援メニュー個票】 No.605

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

鉄軌道駅において、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性向上促進を図るため、ユニバーサルコミュニケーションシステム(デジタル技術を用いて音声が多言語のテキストに変換しディスプレイに表示すること等)に対する補助を行う。

・補助対象例

- ① 音声文字化サービス
(翻訳も含め音声文字化しタブレットやディスプレイへ表示)
- ② カメラ等により双方向のコミュニケーションを図るサービスの導入
(カメラ付きインターホン、スマホを活用したインターホンシステム)
- ③ 運行情報などを視覚化して表示するシステムの導入
(運行情報配信ディスプレイ)

事業の要件(概要)

- ・JR・私鉄の鉄軌道駅
- ・補助期間は令和10年度末までとする

支援内容

<対象経費>

- ・補助対象経費：システム・ソフトウェア等導入経費、システム等付随機器導入経費、機器等導入実証実験経費

<補助率・上限額>

- ・ユニバーサルコミュニケーションシステムを整備する鉄軌道事業者に対し、補助対象経費の1/2以内を補助する。
- ・補助上限額 1会計年度において、1鉄軌道事業者あたり2,000千円

<要綱等詳細情報 URL>

- ・事業URLなし

エントリー方法	
補助金を受けようとする事業年度の前年度の6月下旬頃に、都へ事業計画調査票を提出する。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
<令和8年度の補助対象期間＝令和8年4月～9年3月> 7年6月 事業計画調査票の提出、ヒアリング 8年4月以降 交付申請及び交付決定 9年3月まで 実績報告及び額の確定 9年4～5月 入金	
事業の活用実績	
【令和7年度】229 駅、29,724 千円 【令和6年度】198 駅、31,956 千円 【令和5年度】補助制度なし <活用事例>東京地下鉄(上野駅)他	
備考	
問い合わせ先	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通計画調整担当 電話：03-5388-3214

【支援メニュー個票】 No.606

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	ホームドア整備加速緊急対策事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

鉄軌道駅における安全な移動を確保するため、鉄軌道事業者へホームドアの整備に対する直接補助を行う。

事業の要件(概要)

- ・ JR・私鉄の鉄軌道駅(地下鉄駅は除く)
- ・ 令和 7 年 6 月 30 日までに公表する整備計画で、令和 10 年度までに完了することを公表したもの
- ・ 令和 6 年度以前に「東京都鉄道駅バリアフリー推進事業費補助金」の交付を受けていないもの

支援内容

<対象経費>

- ・ 補助対象経費：ホームドアの整備に関する費用のうち設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付工事費及び関連付帯工事費

<補助率・上限額>

- ・ ホームドアを整備する鉄軌道事業者に対し、補助事業経費の 1/3 以内を補助する。
- ・ 補助上限額 1 列あたり 80,000 千円
特別支援学校の最寄り駅については、1 列あたり 170,000 千円

<要綱等詳細情報 URL>

- ・ 鉄道駅のバリアフリーの取組について | 東京都都市整備局
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/tetsudo.html>

エントリー方法

- ・ 補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月下旬頃に、都へ事業計画調査票を提出する。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
<令和 8 年度の補助対象期間＝令和 8 年 4 月～9 年 3 月> 7 年 6 月 事業計画調査票の提出、ヒアリング 8 年 4 月以降 交付申請及び交付決定 9 年 3 月まで 実績報告及び額の確定 9 年 4～5 月 入金	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】4 駅、617,724 千円 【令和 6 年度】補助制度なし 【令和 5 年度】補助制度なし <活用事例>西武鉄道(池袋線池袋駅)他	
備考	
問い合わせ先	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通計画調整担当 電話：03-5388-3214

【支援メニュー個票】 No.607

所管官庁／都県名	事業名称
東京都	EVバス・EVトラック導入促進事業

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●		●		●

事業の概要

自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、事業者等がEVバス・PHEVバス、EVトラック・PHEVトラックを導入する際に、その費用の一部を補助する。

事業の要件(概要)

【車両購入等に対する助成】

- ・環境省「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))」又は環境省「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(トラック))」(以下「環境省補助」という)の補助事業者が公表したEVバス・PHEVバス、EVトラック・PHEVトラック(中古の輸入車を除く。)であること。
- ・自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。
- ・都の他の同種の補助金又は助成金の交付を重複して受けていないこと。

※ただし、EVバスは「東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金」は併用可

【車両改造に対する助成】

- ・環境省補助(令和7年度補正予算以降のEVバス等への改造に係る補助事業に限る。)の交付を受けた車両であること。
- ・自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。
- ・自動車検査証における所有者が改造に係る登録の前後で同一であること。

支援内容

<対象経費>

【車両購入等に対する助成】

- ・助成対象車両本体の購入にかかる費用＋後付けの給電機能の装備費用(消費税及び地方消費税は除く。)

【車両改造に対する助成】

- ・EVバス等への改造を行うために必要な経費であって、環境省補助における補助対象経費として決定を受けた費用

<補助率・上限額>

【車両購入等に対する助成】

- ・EVバス・PHEVバスについて
都助成額＝環境省補助における基準額×3/2－国助成額
- ・EVトラックについて
都助成額＝環境省補助における基準額×3/2－国助成額

・PHEVトラックについて 都助成額＝環境省補助における基準額×2－国助成額 ※いずれの車両においても上限は4,400万円 ・V2B充電設備または公共用充電設備を導入した場合、最大10万円／台上乗せ ・グリーン経営認証、ISO14001認証又は東京都貨物輸送評価(三ツ星若しくは5年連続評価等)取得事業者に対して、50万円／台上乗せ 【車両改造に対する助成】 ・改造後車両の対応年数相当のディーゼル車両本体価格と改造費の差額(上限：200万円)
＜要綱等詳細情報 URL＞ https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-bus-truck
エントリー方法 【オンライン申請の場合】 下記ページの「オンライン申請ガイド」より申請に進んでください。 ＜オンライン申請ページ・申請様式のダウンロードページ＞ (車両購入等) https://ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/smart-apply/apply-procedure-alias/subsidy-ev-bus-r8/door (改造費) https://ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/smart-apply/apply-procedure-alias/subsidy-ev-bus-r8kaizo/door 【郵送の場合】 助成金申請書類作成の手引きをよく読んで、以下にご郵送ください。 公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称：クール・ネット東京) 〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル 17 階 ホームページ： https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-bus-truck
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) ◇令和8年度交付申請受付期限 令和9年3月31日(水曜日)17:00 必着
事業の活用実績 ※非公表
備考 本内容は令和8年度時点の情報です。令和9年度以降は変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

問い合わせ先	問い合わせ先 【事業全体について】 産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課 電話 03-5320-7884 【申請方法等について】 公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称：クール・ネット東京) 電話 03-5990-5068
---------------	--

【支援メニュー個票】 No.701

所管官庁／都県名	事業名称
神奈川県	ホームドア設置促進事業費補助

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
				●			

事業の概要

鉄道事業者が行うホームドアの設置事業にかかる経費に対して補助を実施し、鉄道利用客の安全を確保するとともに、安定輸送の確保による利便性向上を図っていく。

事業の要件(概要)

- 対象事業者 県内の鉄道事業者(民鉄、第3セクター)
- 補助対象駅 原則、県内の1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄道駅

支援内容

<対象経費>

- ホームドア製作・設置費(ホーム補強工等は除く)

<補助率・上限額>

- ホームドア製作・設置費の1/12

<要綱等詳細情報 URL>

神奈川県交通政策課ホームページ(要綱等の記載は無し)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gd6/cnt/f7144/p26127.html>

エントリー方法

補助金を受けようとする事業の工事着手予定前年度の5月末までに、事前整備計画書を提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

《下記の補助対象期間＝令和6年6月～令和8年3月》

- 5年5月 事前整備計画書提出
- 6年6月 交付申請
- 6年7月～8年3月 工事実施
- 8年4月 入金

事業の活用実績	
【令和 7 年度】4 件〔桜木町駅など〕 【令和 6 年度】5 件〔大和駅など〕 【令和 5 年度】3 件〔登戸駅など〕	
備考	
問い合わせ先	神奈川県県土整備局都市部交通政策課交通企画グループ 電話：045-210-6182

【支援メニュー個票】 No.702

所管官庁／都県名	事業名称
神奈川県	鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
		●	●				

事業の概要

誰もが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるようにするため、民営鉄軌道事業者が行う鉄道駅舎垂直移動施設(エレベーター)の整備に対する市町村の助成経費を補助する。

事業の要件(概要)

- 補助の概要 市町村が鉄軌道事業者に対して助成した駅のエレベーター施設整備経費に対し補助金を交付
- 補助対象駅 県内の鉄軌道駅

支援内容

<対象経費>

補助対象施設：車いす兼用エレベーター施設

補助対象経費：施設本体の整備に係る経費及び関連付帯工事経費
1 基あたり 50,000 千円(上限)

<補助率・上限額>

補助基準額 補助対象経費の 1/3 16,666 千円(上限)

補助率・額 補助基準額の 1/2(補助対象経費の 1/6) 8,333 千円(上限)

<要綱等詳細情報 URL>

神奈川県交通政策課ホームページ(要綱等の記載は無し)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gd6/cnt/f7144/p26127.html>

エントリー方法

補助金を受けようとする事業年度の前年度の 8 月末までに、調査票を提出。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
《下記の補助対象期間＝令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月》 6 年 8 月 調査票提出 7 年 4 月 交付申請 7 年 6 月～8 年 3 月 工事実施 8 年 4 月頃 入金	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】1 件〔神奈川新町駅〕 【令和 6 年度】なし 【令和 5 年度】なし	
備考	
問い合わせ先	神奈川県県土整備局都市部交通政策課交通企画グループ 電話：045-210-6182

【支援メニュー個票】 No.703

所管官庁／都県名	事業名称
神奈川県	生活交通確保対策費補助(路線維持費)

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

生活交通を確保維持するため、「神奈川県生活交通確保維持費補助金交付要綱」に基づき、次の要件に該当するバス系統の運行経費等に対し、国・市町村と協調した補助を行う。

事業の要件(概要)

○補助対象者 乗合バス事業者

○補助要件

- ・国庫補助金交付要綱による国庫補助金の交付を受けるもの
- ・複数市町村にまたがる系統でキロ程が５キロメートル以上のもの、又は、一の市町村区域内の系統でキロ程が１０キロメートル以上のもの
- ・補助対象期間の直前の国勢調査の結果による人口集中地区以外の通過延長がキロ程の５０パーセント超のもの
- ・かながわ都市マスタープラン(令和３年３月改定)の広域拠点の中心となる鉄軌道駅又は旅客輸送を主体とする２以上の鉄軌道路線が接続する鉄軌道駅への需要に対応し設定されるもの。

支援内容

<対象経費>

(1)生活交通確保維持費補助金

国庫補助金交付要綱第６条第１項(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)又は、第１６条第１項(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の規定により算出された額【経常費用見込－経常収益見込の差額：運行費補助】

(2)車両減価償却費等補助金

国庫補助金交付要綱第２０条第１項(車両減価償却費等国庫補助金)の規定により算出された額【購入車両減価償却費(５年間)】

＜補助率・上限額＞	
(1)生活交通確保維持費補助金	
ア 複数市町村にまたがる系統でキロ程 10 km以上のもの…1/2	
イ 複数市町村にまたがる系統でキロ程 5 km以上 10 km未満…1/4	
ウ 一の市町村区域内を運行する系統でキロ程 10 km以上のもの…1/4	
(2)車両減価償却費等補助金	
ア 主として前記「ア」に該当する系統の運行の用に供するもの…1/2	
イ 主として前記「イ」 //	
ウ 主として前記「ウ」 //	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gd6/cnt/roseniji.html	
エントリー方法	
補助金を受けようとする事業年度の前年度の 6 月末までに、生活交通確保維持改善計画を国に提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
《下記の補助対象期間＝令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月》	
7 年 6 月 生活交通確保維持改善計画提出 (国補助申請のため関東運輸局自動車交通部旅客第一課へ提出)	
8 年 11 月 交付申請(予定)	
9 年 3 月 入金(予定)	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】4 系統、26,938 千円	
【令和 6 年度】3 系統、19,580 千円〔車両補助 1 台〕	
【令和 5 年度】3 系統、20,042 千円〔車両補助 1 台〕	
備考	
問い合わせ先	神奈川県県土整備局都市部交通政策課 電話：045-210-6182

【支援メニュー個票】 No.704

所管官庁／都県名	事業名称
神奈川県	神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

新規バス運転手確保をするため、乗合バス運転手の大型二種免許の取得にかかる、受験資格特例教習受講費用に対して補助を行う。

事業の要件(概要)

○補助対象者 乗合バス事業者

○補助要件

補助の対象とする事業は、大型二種免許取得にかかる特例教習受講費用を補助するもので、補助事業者の雇用する者が、特例教習を受講する際の費用を補助事業者が負担するものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国の補助事業として交付を受けること
- (2) 県内の営業所に配属し、3 カ月以上継続して乗合バス運転手として雇用する予定である者
ただし、専ら次のバス路線の運行を行う乗合バス運転手は、補助対象外とする。
 - ア 空港連絡バス路線
 - イ 定期観光バス路線
 - ウ 高速バス路線

支援内容

<対象経費>

乗合バス運転手の大型二種免許取得にかかる特例教習受講費用

(専ら、空港連絡バス路線、定期観光バス路線、高速バス路線の運行を行うバス運転手は、補助対象外)

<補助率・上限額>

補助額は、補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額又は補助対象経費から国補助額等を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない額以内とする。

<要綱等詳細情報 URL> https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gd6/cnt/f420415.html	
エントリー方法 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、神奈川県生活交通対策運転手確保費補助金事業計画書(第 1 号様式)を知事に提出しなければならない。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載) ～前年度 8 月末 事業計画書提出 4 月～ 交付申請 ～翌年度 4 月 10 日 完了実績報告書 ～翌年度 6 月末 入金	
事業の活用実績 【令和 7 年度】3 事業者計 8 名、593,900 円	
備考	
問い合わせ先	神奈川県県土整備局都市部交通政策課 電話：045-210-6182

【支援メニュー個票】 No.705

所管官庁／都県名	事業名称
神奈川県	神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
		●	●				

事業の概要

バス運転手の有効活用を図るため、利用者が少ないバス路線等から、普通二種免許等で運転可能な小型車を用いた交通サービスへの転換を促進するための補助を行う。

事業の要件(概要)

○補助対象者 市町村

○補助要件

本事業は、路線バス等から、市町村が運営する小型車両を用いた交通サービスに転換するための必要な経費を単年度に限り補助するもので、その補助の対象は、次の各号の全てを満たす事業とする。

- (1) 現在運行している路線バス等のバス系統が、次の全てを満たすもの
 - ア 補助対象期間の直前の国勢調査の結果による人口集中地区以外の通過延長がキロ程の50%を超える系統。ただし、系統の一部区間を転換する場合は、その区間の人口集中地区以外の通過延長が50%を超えるもの
 - イ 1日あたりの運行回数が3回以上のもの
 - ウ 1年間の平均乗車密度が5人未満のもの
- (2) 県が参画する地域公共交通会議等で、小型車両を用いた交通サービスに転換をすることで協議が調った事業であるもの
- (3) 国の補助事業として交付を受けるもの

支援内容

<対象経費>

- (1) 車両購入等に要する経費(ただし、乗車定員10人以下の車両に限る。)
- (2) システム導入・構築等の事業実施に必要な施設や機器等に係る経費
- (3) 事業構想・計画立案、事業実施に必要となる基礎データの収集分析、協議会開催、普及啓発、運行に要する経費

＜補助率・上限額＞	
補助額は、10,000 千円を上限とし、その算出方法は、補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額又は補助対象経費から国補助額等を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない額以内とする。	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gd6/cnt/kogatasha.html	
エントリー方法	
補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金事業計画書(第 1 号様式)を知事に提出しなければならない。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
～前年度 8 月末	事業計画書提出
4 月～	交付申請
～翌年度 4 月 10 日	完了実績報告書
～翌年度 6 月末	入金
事業の活用実績	
【令和 7 年度】2 市町村、8,691 千円	
備考	
問い合わせ先	神奈川県県土整備局都市部交通政策課 電話：045-210-6182

【支援メニュー個票】 No.801

所管官庁／都県名	事業名称
山梨県	山梨県鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

山梨県外への進学を契機とした転出に対する抑制効果を検証するため、鉄道を利用して県外の大学等へ通学する者に対し通学定期券の購入費用を助成する市町村に対し、3,500千円を上限に、補助対象経費の1/2を補助する。

事業の要件(概要)

<通学定期券補助>

- (1)平成29年4月1日以降に県外の大学等へ鉄道を利用して通学を始めた者
- (2)山梨県が提供する県内就職に資するメールマガジンへ市町村が交付決定するまでに登録した者
- (3)山梨県が別に定めるアンケート調査について、アンケート調査実施要領に基づき、市町村が交付決定をした年度の10月から3月に市町村へ回答した者を対象に通学定期券の購入費用を助成する市町村に対し補助を行う。

<特急券補助>

- (1)令和8年4月1日以降に県外の大学等へ早朝特急を利用して通学を行う者
- (2)通学定期券補助の対象者
- (3)乗車駅から降車駅までの所要時間その他の事情を総合的に勘案し、別途、知事が必要と認める者

支援内容

<対象経費>

補助金の交付の対象となる事業は、市町村が当該市町村内に住所を有し、県外の大学等へ鉄道を利用して通学する補助対象者の通学定期券の購入費に対し助成する事業とする。

ただし、対象者への助成金額、補助率、次年度以降の対象者等については、市町村が制度設計を行うものとする。

＜補助率・上限額＞	
＜通学定期券補助＞ 補助率：1／2 上限：1 市町村あたり 3,500 千円	
＜特急券補助＞ 補助率：1／2	
＜要綱等詳細情報 URL＞	
山梨県／鉄道を利用した東京圏・県外への通学のオススメ https://www.pref.yamanashi.jp/chiiki-jks/2016tsuugakunoosusume.html	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
12 月：交付申請・交付決定 1 月～3 月：アンケート実施 4 月：実績報告	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】11 市町、16,050 千円 【令和 6 年度】11 市町、15,904 千円 【令和 5 年度】11 市町、13,573 千円	
備考	
問い合わせ先	山梨県地域デザイン・新交通基盤推進局地域・次世代交通推進グループ 電話：055-223-1659

【支援メニュー個票】 No.802

所管官庁／都県名	事業名称
山梨県	山梨県バス運行対策費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
					●		

事業の概要

広域的幹線的路線に対して、国の制度(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、車両減価償却費等国庫補助金)に歩調を合わせて路線費及び車両減価償却費に補助する。

国は計画に基づく事前算定で補助額を決めるが、県は運行実績に基づく事後精算で補助額を決定する。

事業の要件(概要)

1 路線維持費

協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの

イ 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係るもの。

ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。

ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの

- ・広域行政圏の中心市町村への需要
- ・県庁所在地への需要
- ・上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへの需要

ニ 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のものとする。

ホ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人のもの。ただし、過去 2 ヶ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 15 人未満又は 150 人超であったものを除く。

平均乗車密度×運行回数

ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の額に達していないもの。ただし、過去 2 ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。

ト 補助対象期間の末日(9 月 30 日)において引き続き運行されるものであること。(補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日の 30 日前までに生活交通ネットワーク計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場

合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)

2 車両減価償却費

協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニの全てに適合する車両(新車に限る。)

イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本節による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。

ロ 主として第2条の補助対象系統の運行の用に供するもの。

ハ 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。

① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)

② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)

③ 小型車両(①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)

ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号又は平成18年3月10日付け国自技第254号)に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

支援内容

<対象経費>

1 路線維持費

① 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の額の9/20に相当する額を限度とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が行われる場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。)

② 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。

当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の額× 当該補助対象系統の実車走行キロ
ただし、実車走行キロ当たり経常費用の額が、本県にかかる地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。

地域キロ当たり標準経常費用× 当該補助対象系統の実車走行キロ

③ 経常収益の額は、次式によって算出する。

当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の額× 当該補助対象系統の実車走行キロ

④ 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該補助対象系統の補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額×

(当該補助対象系統の総キロ程－競合区間に係るキロ程)÷当該補助対象系統の総キロ程

⑤ 補助対象経費の額は、平均乗車密度の数値が5人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

2 車両減価償却費

- ① 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額(リース車両の場合は、これに相当する額)とする。
- ② 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額(車両本体及び第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計)は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。
 - イ 車両の種別により、次のいずれかの額(それぞれ消費税を除く。)
 - ・ノンステップ型車両：1,500万円
 - ・ワンステップ型車両：1,300万円
 - ・小型車両：1,200万円
 - ロ 実費購入予定費(消費税を除く。)から備忘価額として1円を控除した額。
- ③ 補助対象減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。(リース車両についても同様の取扱いとする。)
補助対象購入減価償却費に係る車両費の見込額×
当該車両の償却率×補助対象期間中に使用する予定の月数÷12(月)
- ④ 補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。(リース車両についても同様の取扱いとする。)
- ⑤ 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。

<補助率・上限額>

補助率 1/2

上限額 予算の範囲内

<要綱等詳細情報 URL>

山梨県／バス運行対策費補助金の支出状況の公表

https://www.pref.yamanashi.jp/chiiki-jks/hojokin/h19_sisyutu/bus_unkoutaisaku.html

エントリー方法

1 路線維持費

補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による生活交通路線維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。ただし、本条(1)の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

2 車両減価償却費

補助金の交付を受けようとする者は、第8号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書(本章に係る経常費用を除く。)及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するもの

とする。ただし、本条の添付書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
前年 4月～6月 協議会が定めた山梨県地域公共交通確保維持事業に係る計画に補助対象路線を掲載し、国庫補助申請 8月 国庫補助認定 10月 補助対象系統として運行開始 本年 9月末 運行終了 11月 運行実績を基に補助申請 翌年 3月 額の確定 4月 支払い	
事業の活用実績	
【令和7年度】路線維持費：3事業者、21系統、66,880千円 車両減価償却費：2事業者、4台、5,485千円 【令和6年度】路線維持費：4事業者、23系統、68,488千円 車両減価償却費：2事業者、5台、8,595千円 【令和5年度】路線維持費：4事業者、23系統、87,984千円 車両減価償却費：2事業者、5台、8,010千円	
備考	
問い合わせ先	山梨県地域デザイン・新交通基盤推進局地域・次世代交通推進グループ 電話：055-223-1659

【支援メニュー個票】 No.803

所管官庁／都県名	事業名称
山梨県	生活バス路線維持費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			● 要件落ち		● 終バス		

事業の概要

山梨県バス運行対策費補助金を受けている路線が、乗車人数が補助対象の要件を割り込んだことにより、補助が受けられなくなった場合に、運行が終了した 1 年間と、その後の 1 年間の運行経費を補助する。

また、知事が指定する最終バス運行の延長(増便)に係る補助を行う。

事業の要件(概要)

1 要件落ち路線

地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの。

- (イ) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
- (ロ) 1 日当たりの輸送量が 15 人未満のもの。
- (ハ) 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のもの。ただし、地域協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のものとする。
- (二) 別表 2 に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって総合病院等医療機関学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、知事が指定したものへの需用に対応して設定されるもの。

2 最終バス

甲府駅始発の定期便に加えて、夜間の最終バスの延長運行が必要として、知事が指定した増発便とする。

支援内容

<対象経費>

1 要件落ち路線

地域キロ当たり標準経常費用と乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象運行系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

※地域キロ当たり標準経常費用

乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される乗合バス事業者の県内、静岡

県内及び神奈川県西部を走行する乗合バスの実車走行キロ 1 キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。

$$\text{地域実績キロ当たり標準経常費用} \times \left(1 + \frac{\text{地域の過去 3 年間の平均増減率}}{2} \right)^2$$

※乗合バス事業者キロ当たり経常費用

補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した 1 キロメートル当たりの経常費用をいう。

2 最終バス

補助金の額は、次の基準により算出した額とする。

ア 自社単価＞国補単価の場合

補助額＝国補単価×(実車走行キロ＋回送キロ)－運賃収入＋初期投資費用

イ 自社単価≤国補単価の場合

補助額＝自社単価×実車走行キロ－運賃収入

注) 自社単価・国補単価は、当該年度に「山梨県バス運行対策費補助金」の交付算定の際に用いる単価とする。

<補助率・上限額>

1 要件落ち路線

補助率：1/2

上限額：予算の範囲内において、市町村が当該路線に交付する補助金の交付額の 1/2 に相当する額以内の額

2 最終バス

補助率：10/10

上限額：予算の範囲内

<要綱等詳細情報 URL>

山梨県／生活バス路線維持費補助金の支出状況の公表

https://www.pref.yamanashi.jp/chiiki-jks/hojokin/h19_sisyutu/seikatu_bus.html

エントリー方法

1 要件落ち路線

補助金の交付を受けようとする市町村長は、第 1 号様式による生活バス路線維持費補助金交付申請書に前条第 3 項の補助対象事業者よりなされた補助金の交付の申請の内容を記載した書面の写しを添えたもの、及び第 2 号様式による補助対象事業完了実績報告書に収支計算書及びその他参考資料を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事あて提出するものとする。

2 最終バス

補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに、知事に提出するものとする。

(1) 運行実績報告書(第2号様式)

(2) その他関係書類

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)

1 要件落ち路線

前年 4月～6月 協議会が定めた山梨県地域公共交通確保維持事業に係る計画に補助対象路線を掲載し、国庫補助申請

8月 国庫補助認定

10月 補助対象系統として運行開始

本年 9月末 運行終了

11月 運行実績を基に市町村による補助申請

翌年 3月 額の確定

4月 支払い

2 最終バス

11月 運行実績を基に補助申請

翌年 3月 額の確定

4月 支払い

事業の活用実績

【令和7年度】1件、411千円〔最終バスのみ〕

【令和6年度】1件、373千円〔最終バスのみ〕

【令和5年度】1件、190千円〔最終バスのみ〕

備考

問い合わせ先

山梨県地域デザイン・新交通基盤推進局地域・次世代交通推進グループ
電話：055-223-1659

【支援メニュー個票】 No.804

所管官庁／都県名	事業名称
山梨県	山梨県市町村自主運営バス補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
			●				

事業の概要

事業者によるバス路線廃止後に市町村が廃止代替バスを自主運行する場合、その路線費、車両購入費、初度開設費を県単で補助する。

事業の要件(概要)

補助対象事業者は、バス路線の廃止が行われた場合において、次の要件に該当する路線の運営を行う市町村とする。

- ① 輸送目的が当該廃止された路線の運行系統の輸送目的と同じであること。
- ② 路線が廃止されて 1 年以内に運行が開始されること。
- ③ 当該廃止された路線の運行系統に競合して他の路線バス事業者の運行系統、鉄道又は軌道がないこと。

支援内容

<対象経費>

1 運行費

補助対象経費の額は、次の①及び②により計算して得られた額の合計額とする。ただし、補助対象経費の額は、市町村自主運営バス路線に係るバス事業の補助対象期間における運送欠損額(貸切バス事業者に運行を委託する場合にあっては経常欠損額)を限度とする。

- ① 乗車定員が 29 人以下の車両の場合

83 円 47 銭(実車走行キロ 1 キロメートル当たり)×

当該運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ

- ② 乗車定員が 29 人を超える車両の場合

107 円 34 銭(実車走行キロ 1 キロメートル当たり)×

当該運行系統の補助対象期間における当該車両の実車走行キロ

2 車両購入費

市町村自主運営バス路線の運行の用に供する車両及び当該車両の代替車両とする。

市町村が購入する場合の補助対象車両費の額は、1 両につき次の①又は②のいずれか少ない額を限度とする。

- ① 500 万円から残存価格として 10%を控除した額
- ② 実購入費から残存価格として 10%を控除した額

市町村が運行を委託した貸切バス事業者に補助する場合の補助対象車両費の額は、前項各号に掲げる額及び当該市町村が貸切バス事業者に補助する額のうち、最も少ない額を限度とする。

3 初度開設費

補助対象経費の額は、次に掲げる施設の整備に要する額とする。

- ① 車庫、停留所施設、旅客待合所
- ② その他当該路線の運行に必要な施設

市町村が整備する場合の補助対象経費の額は、250 万円を限度とする。

市町村が運行を委託した貸切バス事業者が整備する場合の補助対象経費の額は、当該市町村が貸切バス事業者に補助する額(250 万円を限度とする。)とする。

<補助率・上限額>

運行費、車両購入費、初度開設費ともに以下のとおり

補助率：1/2

上限額：予算の範囲内

<要綱等詳細情報 URL>

山梨県／市町村自主運営バス補助金の支出状況の公表

https://www.pref.yamanashi.jp/chiiki-jks/hojokin/h19_sisyutu/jisyuuneibus.html

エントリー方法

1 運行費

補助金の交付を受けようとする市町村は、第 1 号様式による市町村自主運営バス運行費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、毎年 11 月 30 日までに知事に提出するものとする。

- ① 廃止された路線と他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図
- ② 補助対象期間における損益の積算内訳を記載した損益計算書
- ③ 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面
- ④ その他知事が必要と認めた書類

2 車両購入費

補助金の交付を受けようとする市町村は、事前に第 3 号様式による市町村自主運営バス車両購入費等補助金交付申請書に廃止された路線と他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図及びその他知事が必要と認めた書類を添えて、毎年 5 月 31 日までに知事に提出するものとする。

3 初度開設費

補助金の交付を受けようとする市町村は、事前に第 3 号様式による市町村自主運営バス車両購入費等補助金交付申請書に廃止された路線と他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道との関係を示した地図及びその他知事が必要と認めた書類を添えて、毎年 5 月 31 日までに知事に提出するものとする。ただし、第 3 章に係る補助金の交付申請を行っている場合は、本条の添付書類を省略することができる。

スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
1 運行費 11月 運行実績を基に補助申請 翌年 3月 額の確定 4月 支払い 2 車両購入費、初度開設費 5月 運行実績を基に補助申請 翌年 3月 額の確定 4月 支払い	
事業の活用実績	
【令和7年度】運行費：13市町、51路線、39,619千円 【令和6年度】運行費：13市町、51路線、41,079千円 【令和5年度】運行費：13市町、51路線、41,090千円 車両購入費：2台、3,993千円	
備考	
問い合わせ先	山梨県地域デザイン・新交通基盤推進局地域・次世代交通推進グループ 電話：055-223-1659

【支援メニュー個票】 No.805

所管官庁／都県名	事業名称
山梨県	ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業費補助金

対象者							
協議会	地方公共団体			交通事業者			その他
	都県	政令 指定都市	市区町村 政令市除く	鉄軌道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	
						●	

事業の概要

外国人観光客や高齢者等の移動手段の充実を図るため、ユニバーサルデザインタクシーを導入する県内タクシー事業者、タクシー貸与事業者又はタクシー事業者で構成される団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの

事業の要件(概要)

【補助金の交付対象】

- (1) 県内タクシー事業者
- (2) 県内タクシー事業者に対して車両を貸与する事業者
- (3) 県内タクシー事業者で構成される団体

【補助対象車両】

補助金の対象となる車両は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 山梨県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (2) 国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに、新規登録(登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。)された車両であること。ただし、補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに新規登録ができないことに関し、事業主体の責任によらないやむを得ない事情がある場合は、別途知事と協議すること。

支援内容

<対象経費>

補助の対象となる経費は、車両本体の購入に要する経費のうち、知事が必要と認めた額とする。

<補助率・上限額>

- ・ 補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額
- ・ 補助金の限度額は、1 台当たり 30 万円(ただし、国の認定要領に基づく認定レベル準 1 の認定を受けた車両については 20 万円)

<要綱等詳細情報 URL>

山梨県／ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業費補助金の支出状況の公表
<https://www.pref.yamanashi.jp/chiiki-jks/koutsu/r5udtaxi.html>

エントリー方法	
交付申請書に関係書類を添えて、毎年 2 月末日までに提出。	
スケジュール(目安として直近年度の状況を記載)	
随時対応(ただし、交付申請書の提出は 2 月末日まで)	
事業の活用実績	
【令和 7 年度】3 台、 900 千円 【令和 6 年度】2 台、 600 千円 【令和 5 年度】8 台、 2,400 千円	
備考	
問い合わせ先	山梨県地域デザイン・新交通基盤推進局地域・次世代交通推進グループ 電話：055-223-1659